

第2期

伊佐市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和2年●月
鹿児島県 伊佐市

はじめに

市長あいさつ

※策定時に市長あいさつが入ります

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付けと性格	2
3 計画期間	3
4 策定体制	4
第2章 伊佐市を取り巻く状況	5
1 統計資料からみた伊佐市の現状	5
2 幼児教育・保育施設等の状況	16
3 ニーズ調査結果	22
4 第1期計画の評価	44
第3章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
第4章 事業計画	51
1 教育・保育等の提供区域	51
2 量の見込み及び確保方策の考え方	51
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	52
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	55
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容	72
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容	72
7 その他項目	73
第5章 推進体制	78
1 計画の周知	78
2 関係機関等との連携・協働	78
3 計画の進歩管理	78
資料編	79
1 伊佐市子ども・子育て会議条例	79
2 伊佐市子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国の子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題等の様々な問題を抱えています。

このような状況の中、国は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

「子ども・子育て支援法」では、すべての市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、本市においては、平成27年3月に「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念とする「伊佐市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画）を策定し、子ども・子育て施策の推進を図ってきました。

この度、第1期計画の計画期間が満了することから、新たに「第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

- 「子ども・子育て関連3法」の概要

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための措置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2 計画の位置付けと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針等を定める計画です。

また、本市のまちづくりの指針となる「伊佐市総合振興計画」に対する、子ども・子育てに関する分野別計画として位置付けられるものです。

策定にあたっては、「伊佐市総合振興計画」や「伊佐市地域福祉計画」等の上位計画、「健康いさ 21」「伊佐市障がい者計画」等の関連計画等との整合性を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づき国が示した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、策定されたものです。

第 1 次 伊 佐 市 総 合 振 興 計 画

大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷

第 2 期 伊 佐 市 地 域 福 祉 計 画

地域の力でともに支え合うまちづくり

第 2 期 伊 佐 市 子ども・子育て 支 援 事 業 計 画

第 2 次 健康いさ 21

伊佐市障がい者計画

伊佐市第 1 期 障がい児等福祉計画

その他関連計画・条例・基本方針等

新次子
・世ど
放代も
課育・
後成子
子支育
ど援て
も対関
総策連
合推 3
プロ法
ン等

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画における記載事項

子ども・子育て支援法では、市町村に対して、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、基本指針）に即し、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務付けています。

基本指針においては、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項が以下のとおり、定められています。

基本的記載事項 (必須記載事項)	任意記載事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項 2. 各年度における教育・保育の量の見込み 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期に関する事項 3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

3 計画期間

子ども・子育て支援法に即し、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、本市の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢の変化等に基づき、必要に応じた見直しを検討するものとします。

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「伊佐市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

(4) 計画策定の経緯

計画策定までの経緯は以下のとおりです。

平成31年2月	子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施
令和元年10月	令和元年度第1回子ども・子育て会議の開催 第2期計画策定に向けた説明
令和元年11月	令和元年度第2回子ども・子育て会議の開催 第2期計画案の検討
令和2年1月	パブリックコメントの実施
令和2年2月	令和元年度第3回子ども・子育て会議の開催 ・第2期計画案の承認

第2章 伊佐市を取り巻く状況

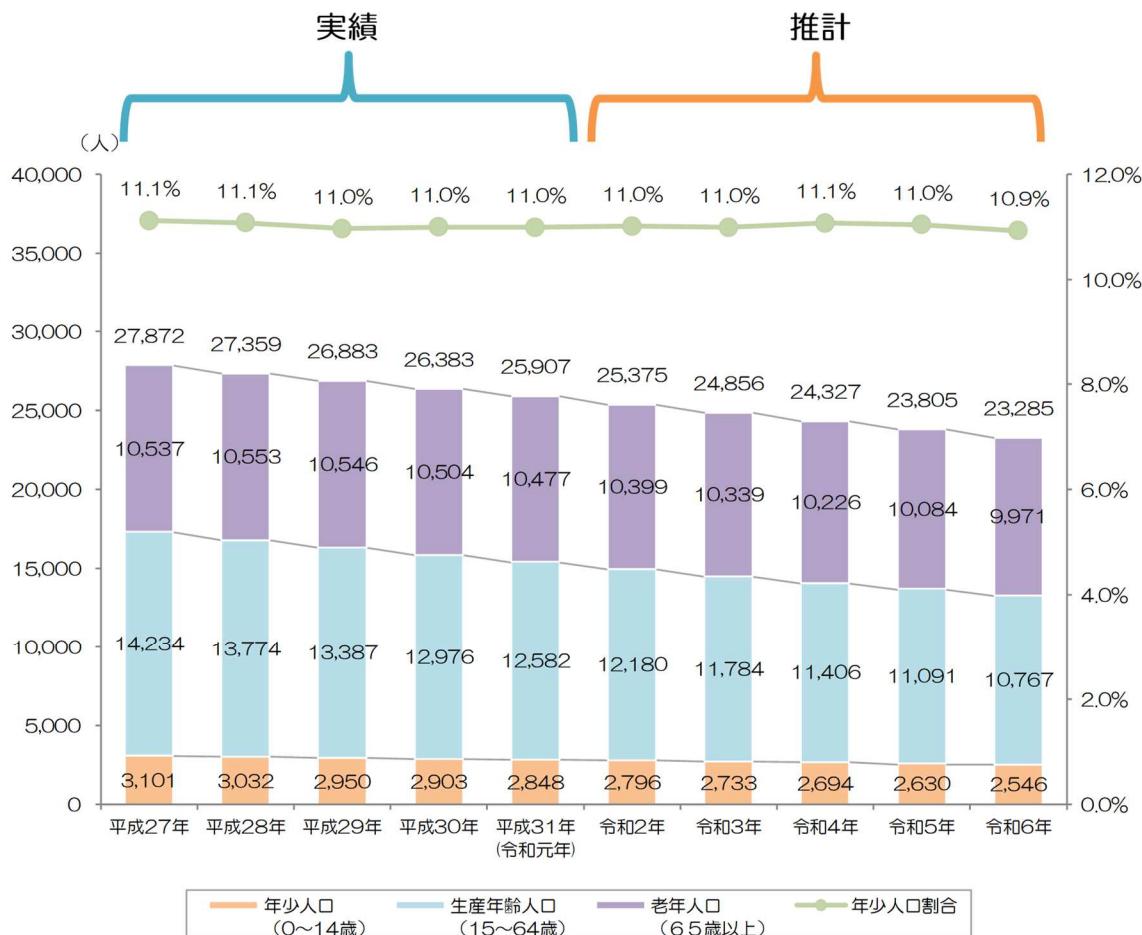
1 統計資料からみた伊佐市の現状

(1) 人口の推移と将来推計

本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成 31 年（令和元年）では 25,907 人となっています。15 歳未満の年少人口は 2,848 人で、総人口に占める割合は 11.0% となっています。

今後は、年齢 3 区分のすべての人口減少に伴い、総人口が減少していくことが予測されています。

＜人口の推移と将来推計＞



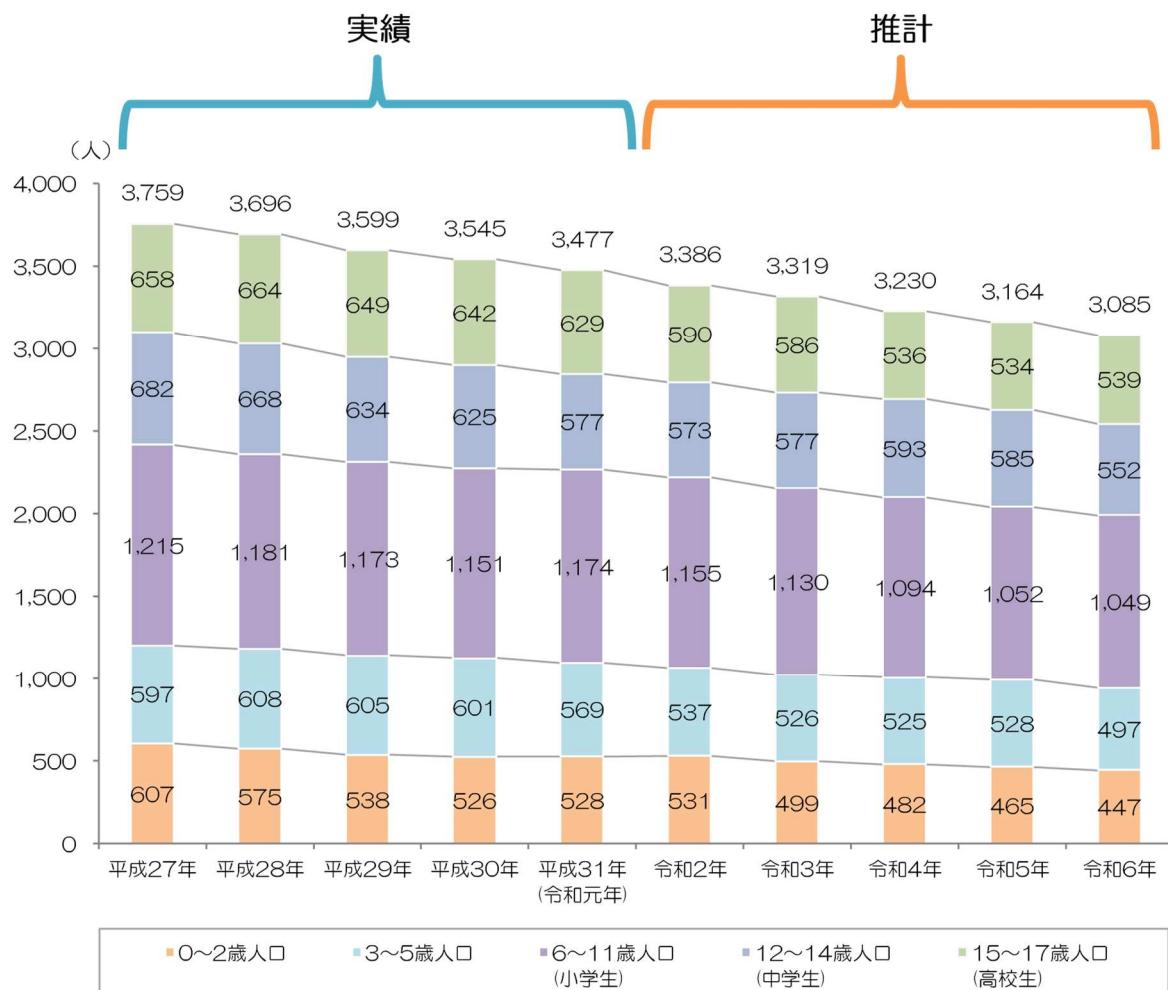
出典：平成 27 年～31 年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和 2 年以降は伊佐市独自推計。数値は各年 4 月 1 日現在

(2) 児童数の推移と将来推計

本市の児童数（18歳未満人口）は減少傾向で推移しており、平成31年（令和元年）では3,477人となっています。

今後も減少傾向が続き、令和6年には3,085人まで減少することが予測されています。

＜児童数の推移と将来推計＞



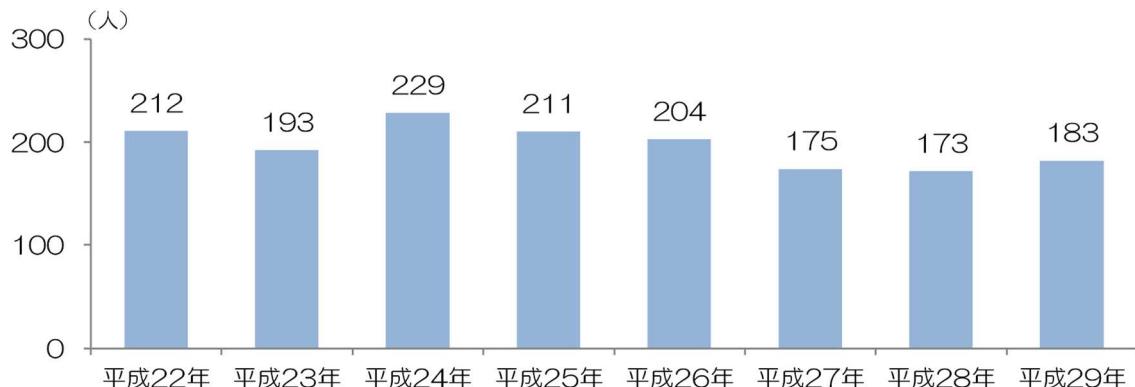
出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は伊佐市独自推計。数値は各年4月1日現在

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、近年おおむね 180 人前後で推移しています。

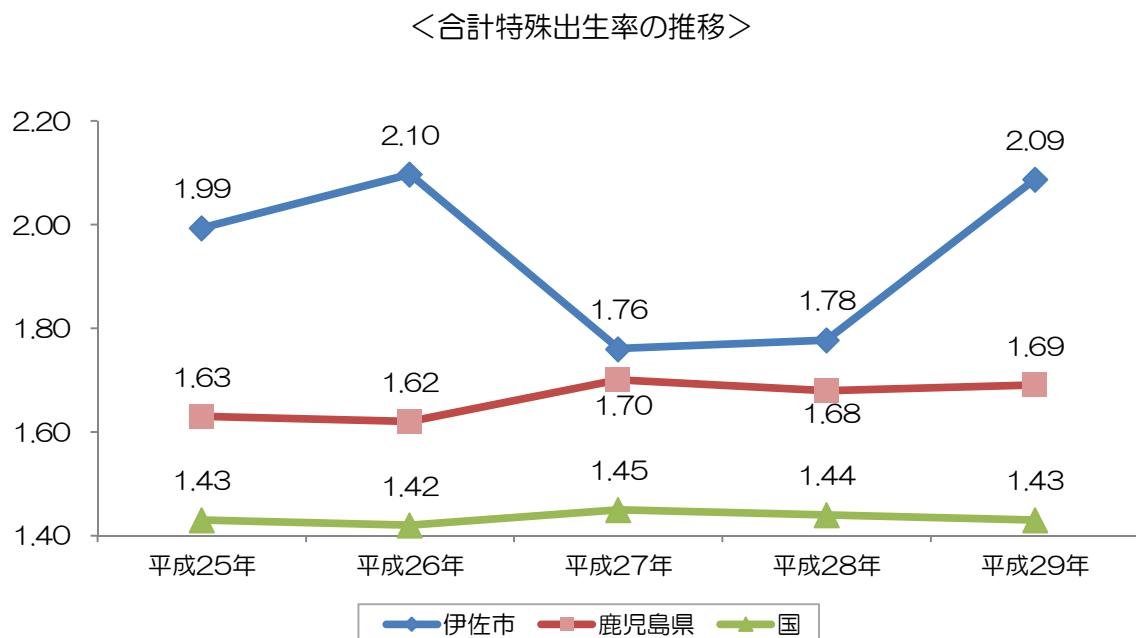
＜出生数の推移＞



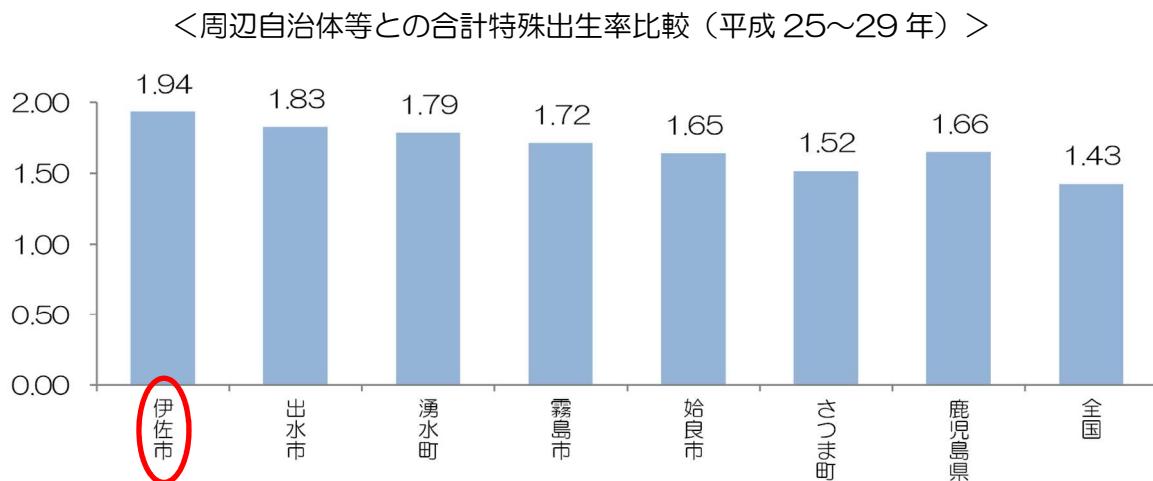
出典：厚生労働省「人口動態調査」

② 合計特殊出生率の状況

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、国や県と比較して高い水準で推移しています。



出典：国・県の数値は厚生労働省「人口動態調査」より。伊佐市の数値は厚生労働省「人口動態調査」、鹿児島県「県人口移動調査」を用いて独自に算出

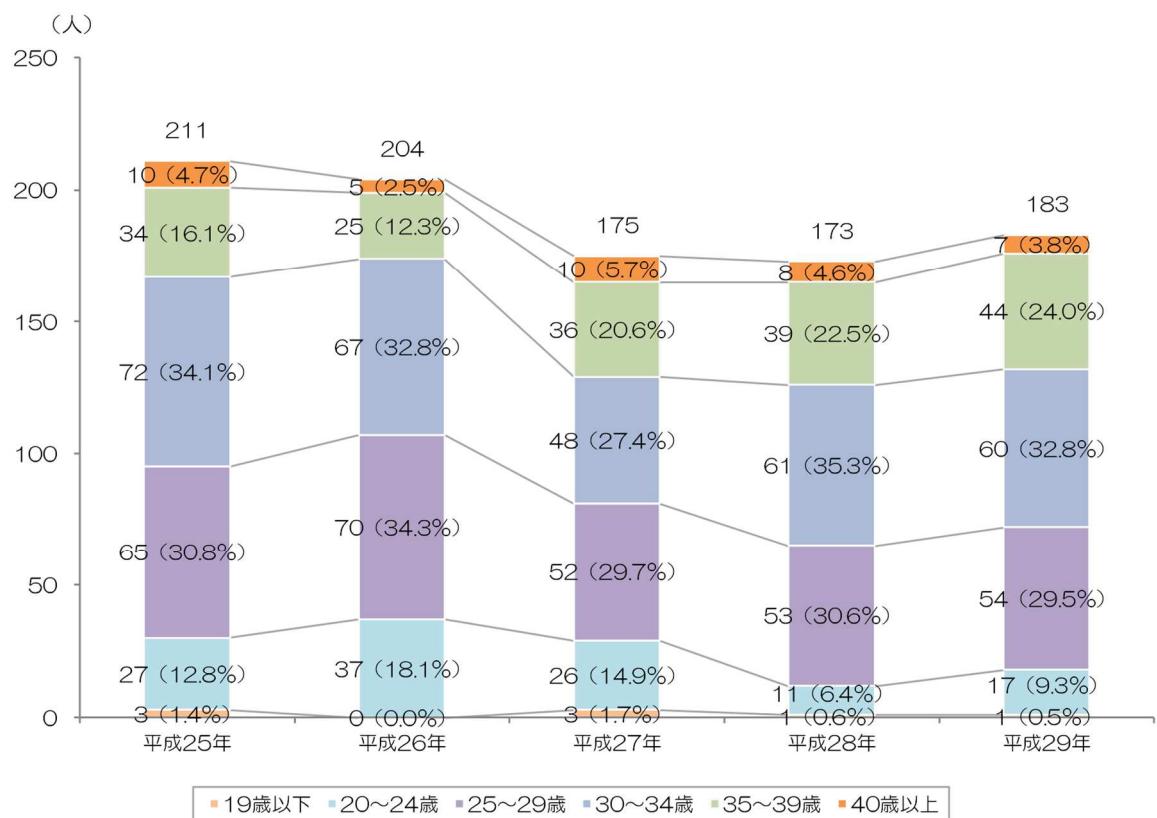


出典：国・県の値は厚生労働省「人口動態調査」より。伊佐市の値は厚生労働省「人口動態調査」、鹿児島県「県人口移動調査」を用いて独自に算出。数値は平成25～29年の平均値

③ 母親の年齢別出生数の推移

本市の出生数を母親の年齢別にみると、25～34歳で全体の6割を超えていきます。一方、年齢別の構成比について、35～39歳が占める割合が上昇傾向にあります。

＜母親の年齢別出生数の推移＞



出典：厚生労働省「人口動態調査」

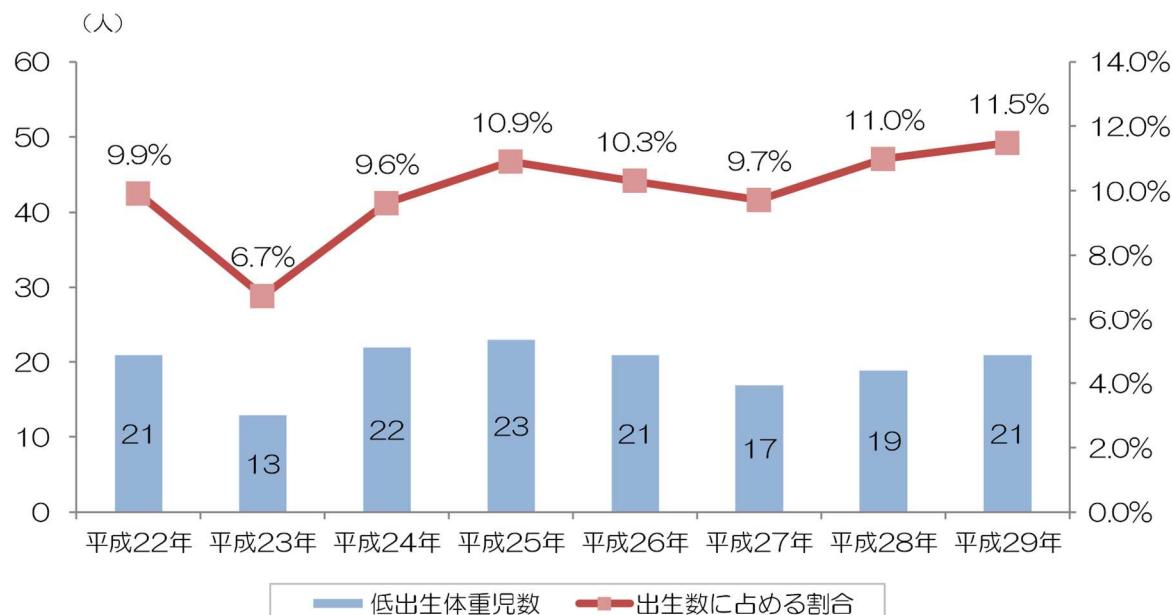
④ 低出生体重児数の推移

低出生体重児とは、出生体重が 2,500g 未満の新生児のことで、身体の発育が未熟のまま出生したことにより、合併症や感染症にかかりやすい等の特徴があります。

高齢妊娠や若年妊娠、喫煙、飲酒、過度なダイエットによる低栄養状態が低出生体重児を出産するリスクを高めるとされています。

本市における低出生体重児数は 20 人程度で推移しており、出生数に占める割合は上昇傾向にあります。

＜低出生体重児数の推移＞



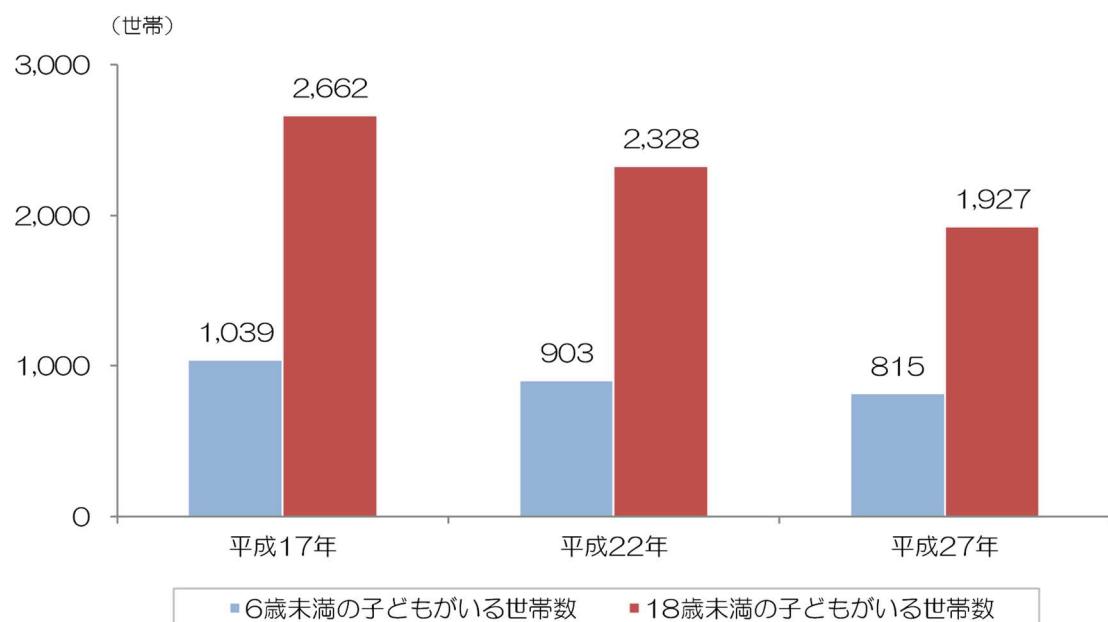
出典：厚生労働省「人口動態調査」

(4) 世帯の状況

① 子育て世帯数の推移

本市の子どもがいる世帯数は減少傾向で推移しており、平成 27 年の6歳未満の子どもがいる世帯は 815 世帯、18 歳未満の子どもがいる世帯は 1,927 世帯となっています。

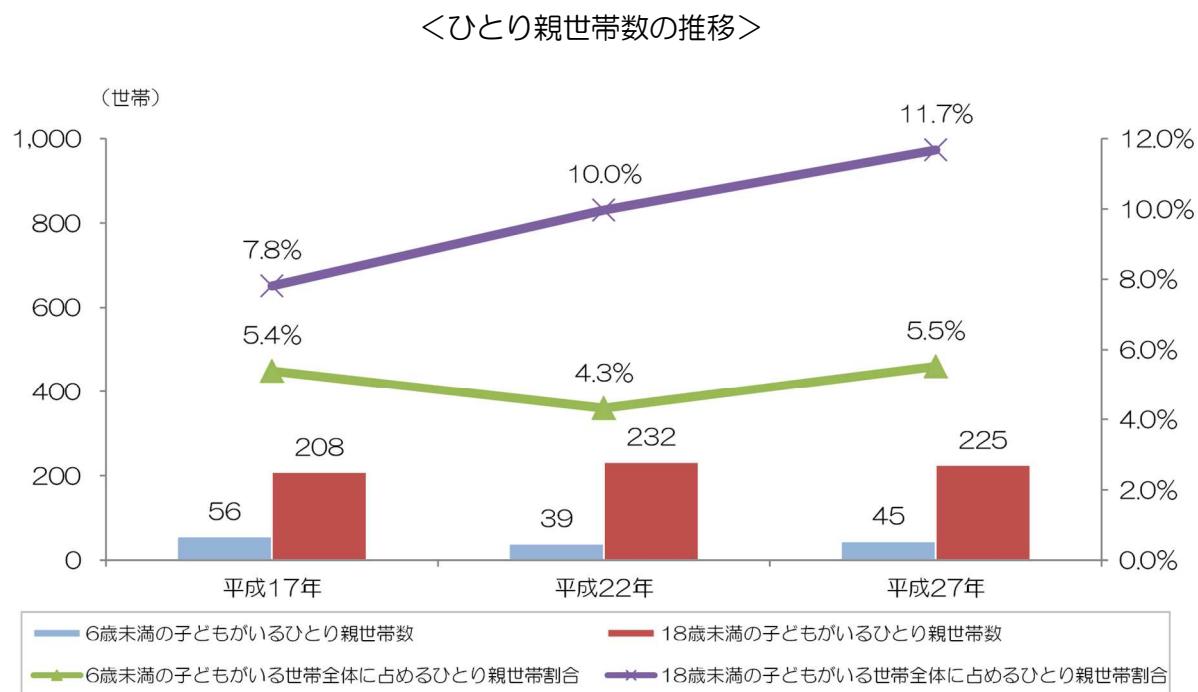
＜子育て世帯数の推移＞



出典：総務省「国勢調査」

② ひとり親世帯数の推移

本市のひとり親世帯数は、6歳未満の子どもがいる世帯において45世帯、18歳未満の子どもがいる世帯において225世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯全体に占める割合が上昇傾向にあります。



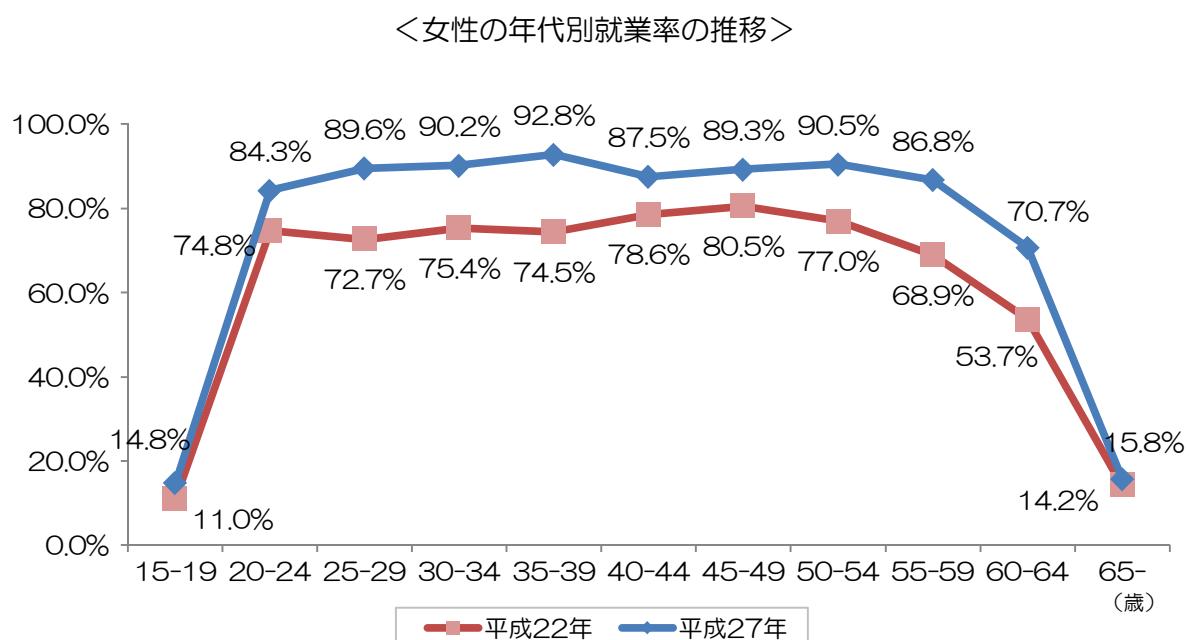
出典：総務省「国勢調査」

(5) 就労の状況

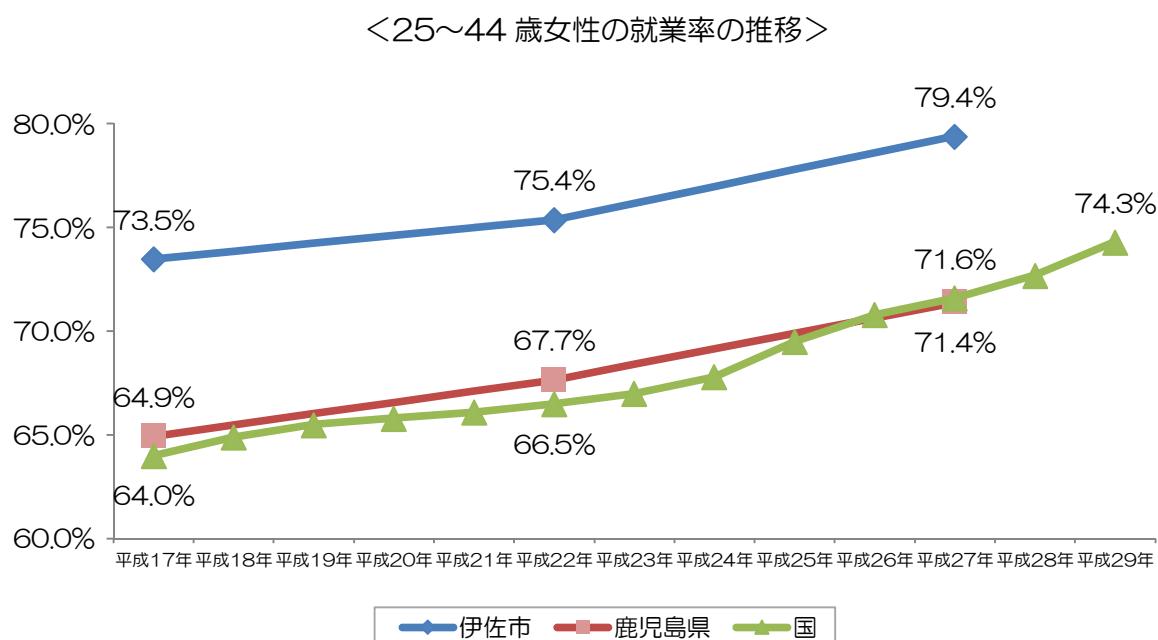
① 女性の就労状況

本市の女性の就業率は、すべての年代において上昇しています。

また、子育て世代である 25~44 歳女性の就業率も、上昇傾向にあり、国や県の値を上回っています。



出典：総務省「国勢調査」



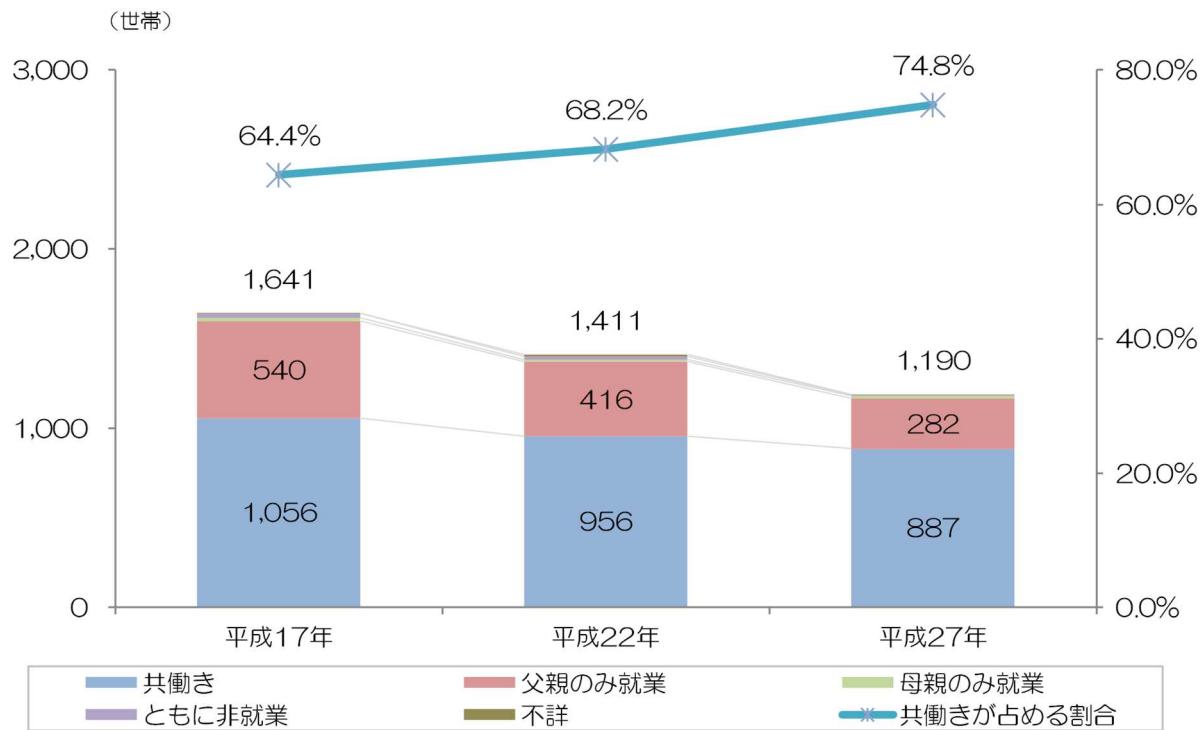
出典：全国値は総務省「労働力調査（基本集計）」、それ以外の値は総務省「国勢調査」

② 共働き世帯の状況

本市の夫婦と 12 歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は上昇傾向にあります。

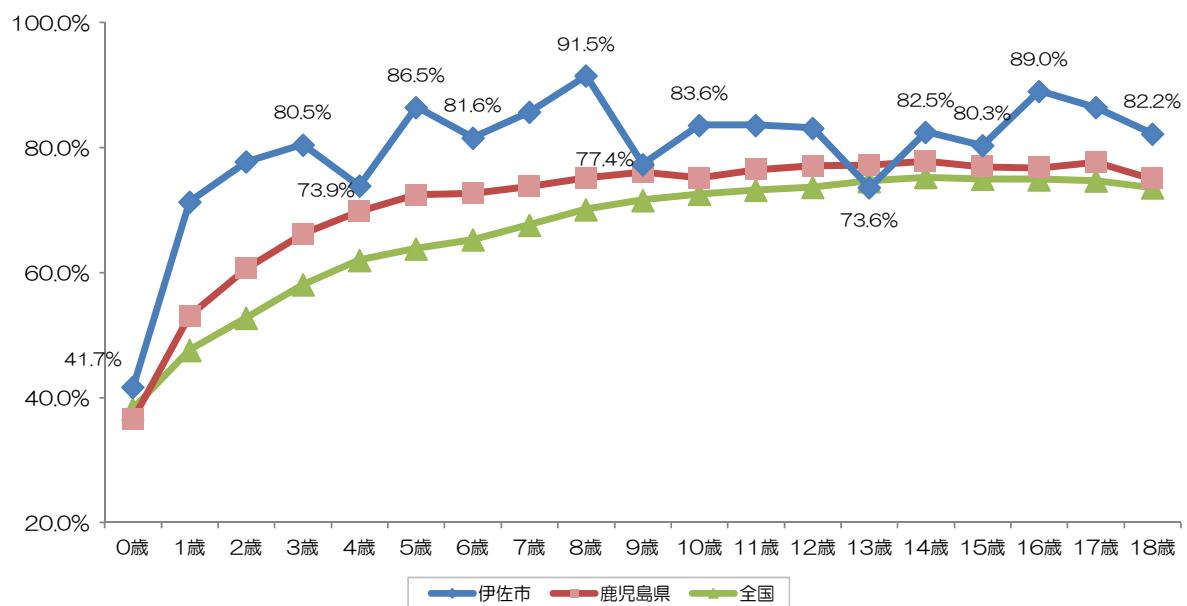
共働き世帯の割合を末子の年齢別にみると、国・県と比較して、ほぼすべての年齢で上回っています。

<【就業状況別】夫婦と 12 歳以下の子どもで構成される世帯数の推移>



出典：総務省「国勢調査」

<末子の年齢別共働き世帯の割合>



出典：総務省「国勢調査」

2 幼児教育・保育施設等の状況

(1) 特定教育・保育施設等

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

① 保育園・幼稚園等の施設数・定員・利用状況

・認可保育所

(単位：人)

	施設名	区分	利用児童数						R1	
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	定員	充足率
私立	大口保育園	保育	69	71	66	64	59	62	60	103.3%
私立	大口里保育園	保育	73	79	66	63	63	64	60	106.7%
私立	明徳寺保育園	保育	71	68	63	70	69	60	60	100.0%
私立	山野保育園	保育	33	33	28	23	18	20	20	100.0%
私立	羽月保育園	保育	104	98	101	90	93	88	90	97.8%
私立	あゆみ保育園	保育	77	72	67	69	65	61	60	101.7%
私立	みどり保育園（本園）	保育	152	150	144	144	136	125	140	89.3%
	ひまわり保育園（分園）	保育	19	43	40	48	65	67	40	167.5%
	みどり保育園計	保育	171	194	184	192	201	192	180	106.7%
私立	紅洋保育園	保育	45	46	50	42	42	29	45	64.4%
私立	湯之尾保育園	保育	59	46	42	50	40	41	40	102.5%
私立	本城保育園	保育	58	56	54	51	58	58	50	116.0%
私立	田中保育所	保育	70	66	69	63	55	48	60	80.0%
	11か所計		830	829	790	777	763	723	725	99.7%

• 認定こども園

(単位：人)

	施設名	区分	利用児童数						R1	
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	定員	充足率
私立	大口幼稚園	教育	60	48	48	40	37	42	55	76.4%
		保育	/	13	24	30	42	43	35	122.9%
私立	慈光保育園	教育	/	/	/	0	0	4	5	80.0%
		保育	56	62	59	56	50	55	50	110.0%
/	2か所計	教育	60	48	48	40	37	46	60	76.7%
		保育	56	75	83	86	92	98	85	115.3%

※慈光保育園は平成29年度から認定こども園へ移行

• 幼稚園

(単位：人)

	施設名	区分	利用児童数						R1	
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	定員	充足率
公立	本城幼稚園	教育	29	23	13	17	20	19	60	31.7%

• 合計

(単位：人)

			利用児童数						R1	
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	定員	充足率
	認可保育所（認定こども園保育含む）計		886	903	873	863	855	821	810	101.4%
	幼稚園（認定こども園教育含む）計		89	71	61	57	57	65	120	54.2%

※保育所の定員と利用児童数 こども課調べ 各年5月1日現在

幼稚園・幼保連携型認定こども園利用児童数 学校基本調査 各年5月1日現在

充足率は令和元年5月の定員に対する令和元年5月の利用児童数の割合

• 就学前児童の保育園、幼稚園等の利用率

	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就学前児童人口（住基データ4月1日現在）	人	1,234	1,204	1,183	1,143	1,127	1,097
認可保育所（認定こども園保育含む）利用率	%	71.8	75.0	73.8	75.5	75.9	74.8
幼稚園（認定こども園教育含む）利用率	%	7.2	5.9	5.2	5.0	5.1	5.9

② 特定地域型保育

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 1～5 人）を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社等事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別なケアが必要な場合等、保護者の自宅で1 対 1 の保育を行う

※現在、本市内には指定を受けた事業所はありません。

③ 施設等利用給付対象施設

幼稚園 (従来型)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）
特別支援学校 (幼稚部)	障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
預かり保育事業	幼稚園の教育標準時間前後に、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業
認可外保育施設等	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※現在、本市内には認可外保育施設2か所のほか、企業が従業員のための保育施設を設置・運営し、「地域枠」として地域の子どもも受け入れる事業（企業主導型保育事業）もあります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

伊佐市トータルサポートセンター	大口上町 34 番地 1
伊佐市大口子育て支援センター ルピナス	大口下殿 1678 番地 10 (伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内)
伊佐市菱刈子育て支援センター まむさるーん	菱刈前目 711 番地 1 (まごし館内)

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設数・定員・利用状況

(単位：人)

施設名	支援 単位	利用児童数					H31	
		H27	H28	H29	H30	H31	定員	充足率
ふれあい児童クラブ	2	86	91	93	87	93	94	98.9%
羽月児童クラブ	1	22	26	28	35	36	39	92.3%
山野児童クラブ	1	21	25	29	29	26	32	81.3%
平出水児童クラブ	1	8	7	7	8	11	20	55.0%
牛尾児童クラブ	1	15	21	17	17	10	30	33.3%
羽月西児童クラブ	1	10	11	16	16	12	15	80.0%
大口東児童クラブ	1	43	46	46	47	48	55	87.3%
曾木児童クラブ	1	14	14	10	11	14	19	73.7%
針持児童クラブ	1	8	12	13	16	20	19	105.3%
勝蓮寺児童クラブ	1	14	9	19	27	22	30	73.3%
田中児童クラブ	1	12	16	17	22	29	30	96.7%
湯之尾児童クラブ	1	15	14	18	16	16	15	106.7%
本城児童クラブ	1	22	17	26	27	28	30	93.3%
13か所計	14	290	309	339	358	365	428	85.3%

・平成31年4月時点の学年別利用児童数

(単位：人)

施設名	学校区	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	総計
ふれあい児童クラブ	大口	36	23	18	10	4	2	93
羽月児童クラブ	羽月	12	5	9	5	4	1	36
山野児童クラブ	山野	4	4	5	8	1	4	26
平出水児童クラブ	平出水	2	2	2	4	1	0	11
牛尾児童クラブ	牛尾	1	5	0	2	0	2	10
羽月西児童クラブ	羽月西	0	4	2	3	2	1	12
大口東児童クラブ	大口東	10	14	4	7	7	6	48
曾木児童クラブ	曾木	4	3	2	1	3	1	14
針持児童クラブ	針持	4	4	2	5	1	4	20
勝蓮寺児童クラブ	菱刈	8	5	3	3	2	1	22
田中児童クラブ	田中	12	7	6	4	0	0	29
湯之尾児童クラブ	湯之尾	3	1	4	5	0	3	16
本城児童クラブ	本城	9	7	3	4	2	3	28
13か所計	/	105	77	56	55	23	23	365

・平成31年4月時点の学年別利用率

	単位	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	総計
小学校児童数	人	195	182	189	188	206	191	1,151
放課後児童クラブ利用率	%	53.8	42.3	29.6	29.3	11.2	12.0	31.7

③ 地域子育て支援拠点事業

伊佐市大口子育て支援センター ルピナス	大口下殿 1678 番地 10 (伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内)
伊佐市菱刈子育て支援センター まむさるーん	菱刈前日 711 番地 1 (まごし館内)

④ 一時保育・延長保育・病児保育を実施している施設

名称	一時保育	延長保育	病児保育
大口保育園	○		
大口里保育園	○		
明徳寺保育園	○	○	
山野保育園	○	○	
羽月保育園	○	○	◎
あゆみ保育園	○		
みどり保育園	○	○	
ひまわり保育園 (みどり保育園分園)	○	○	
紅洋保育園	○		
湯之尾保育園	○	○	
本城保育園			
田中保育所	○	○	

※◎印は他園に通園していても利用可能です。

⑤ 子育て援助活動支事業（ファミリー・サポート・センター事業）

伊佐市大口子育て支援センター ルピナス	大口下殿 1678 番地 10 (伊佐市総合交流拠点施設 e-Ga なんちゅう内)
------------------------	--

3 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

① 調査目的

住民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、第2期子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料とすることを目的としました。

② 調査対象者

市内に居住する就学前児童及び就学児童 1,000 人の保護者

③ 調査時期

平成 31 年 2 月～3 月

④ 調査方法、回収結果等

調査種別	就学前児童調査		就学児童調査
調査対象者	就学前児童のうち、認可保育所・認定こども園利用児童の保護者	左記以外の就学前児童の保護者	小学生（1年生～3年生）の保護者
調査方法	利用先事業所による直接配布・回収	郵送配布・回収	郵送配布・回収
配布数	560 件	140 件	300 件
回収数	486 件	71 件	147 件
回収率	86.8%	50.7%	49.0%

⑤ 調査結果利用上の注意

回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、2つ以上の回答（複数回答）を可とする設問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。

(2) 調査結果概要

① 相談や支援に関する環境

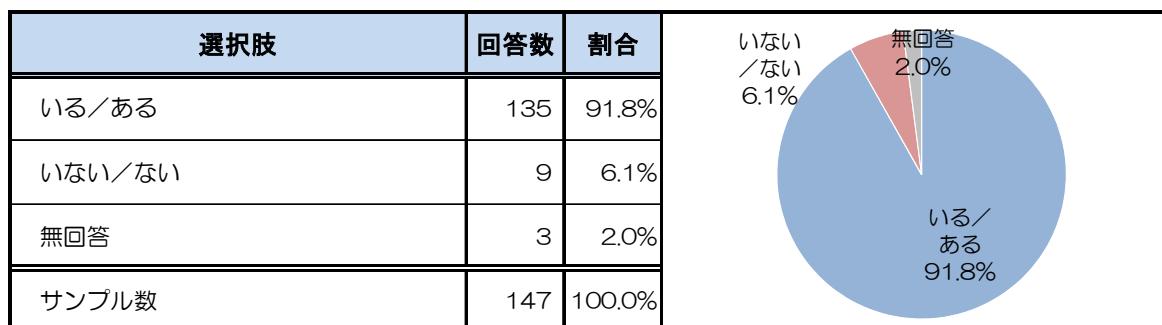
◆ 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

「いる／ある」と回答した割合が大半を占めている一方、「いない／ない」と回答した割合も一定数存在しています。気軽に相談できる場所づくりやその周知等が求められていると考えられます。

・就学前児童調査



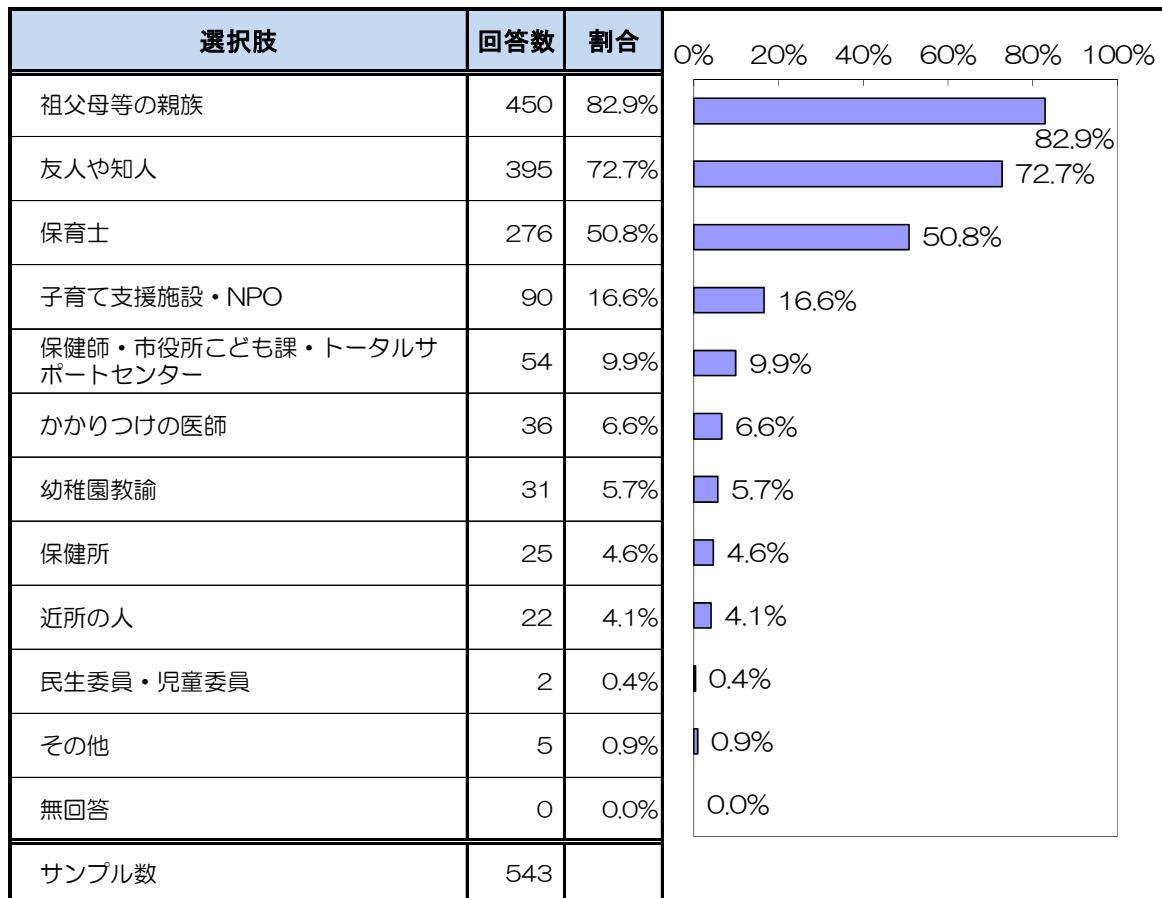
・就学児童調査



◆ 子育てに関して、気軽に相談できる相談先

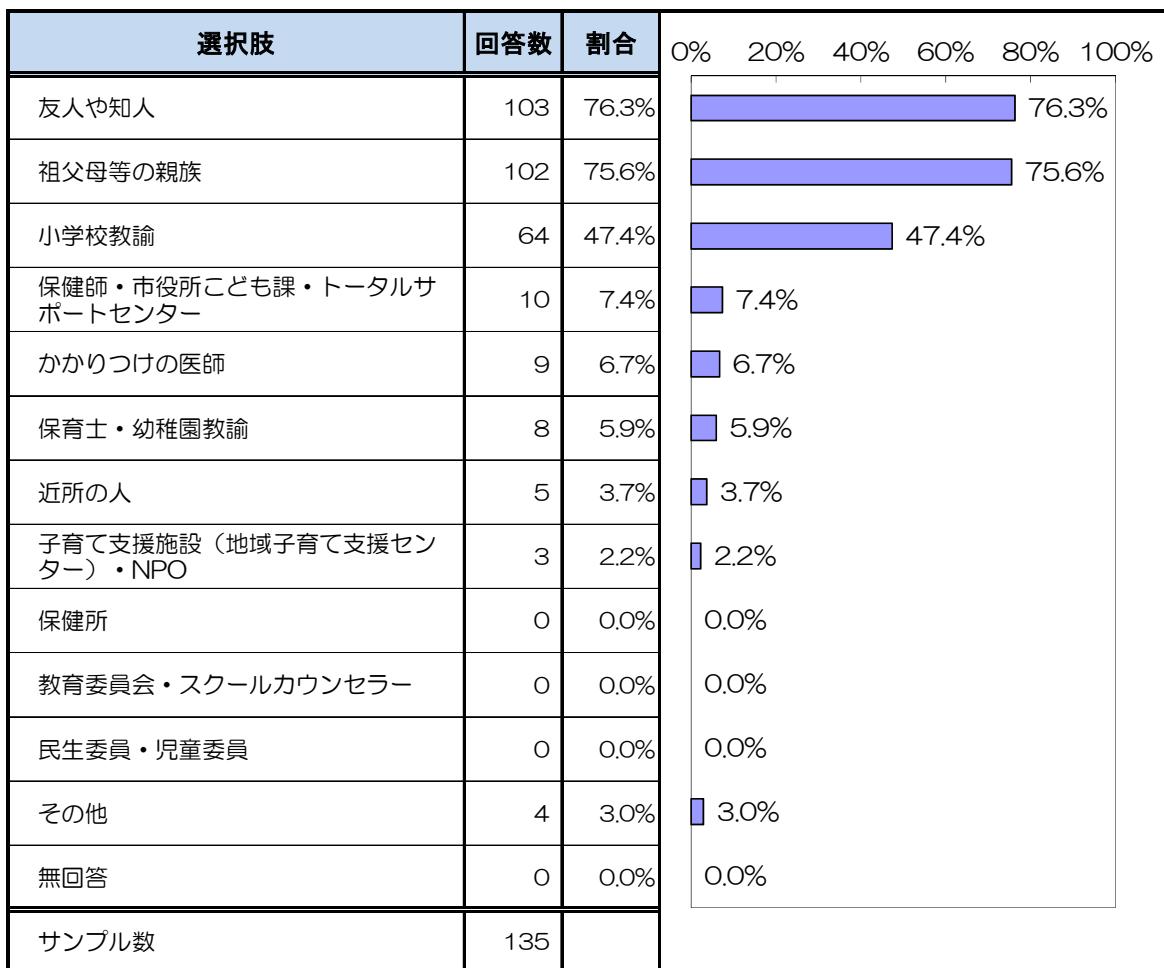
「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めていますが、その他、保育士・小学校教諭等の施設職員への回答割合も高くなっています。

・就学前児童調査



※複数回答

・就学児童調査

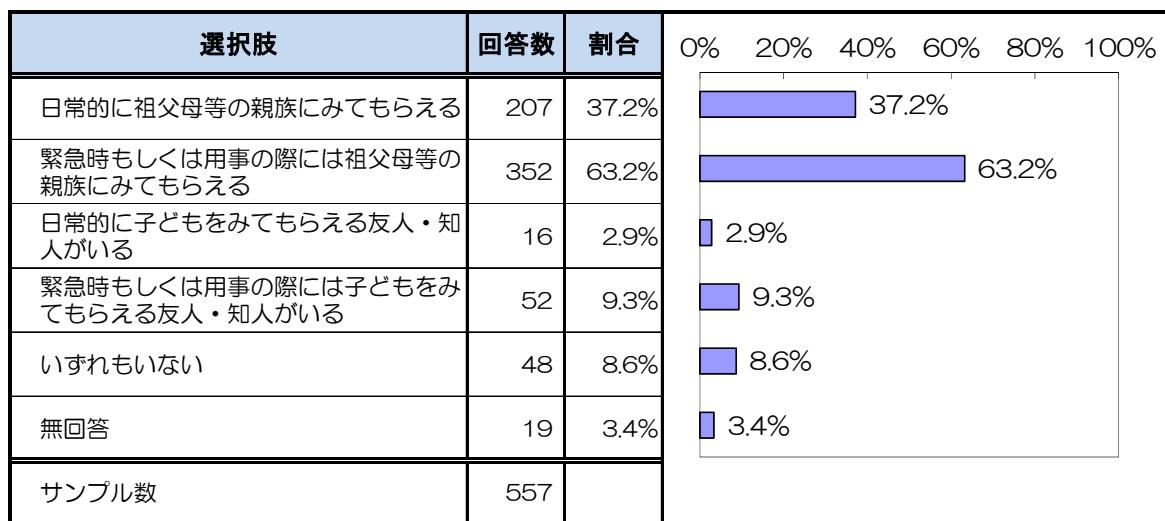


※複数回答

◆ 日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.2%と最も多くなっています。一方、「いずれもいない」とした割合も 8.6%に達しており、保育サービス等による支援が必要な世帯が存在していると考えられます。

・就学前児童調査



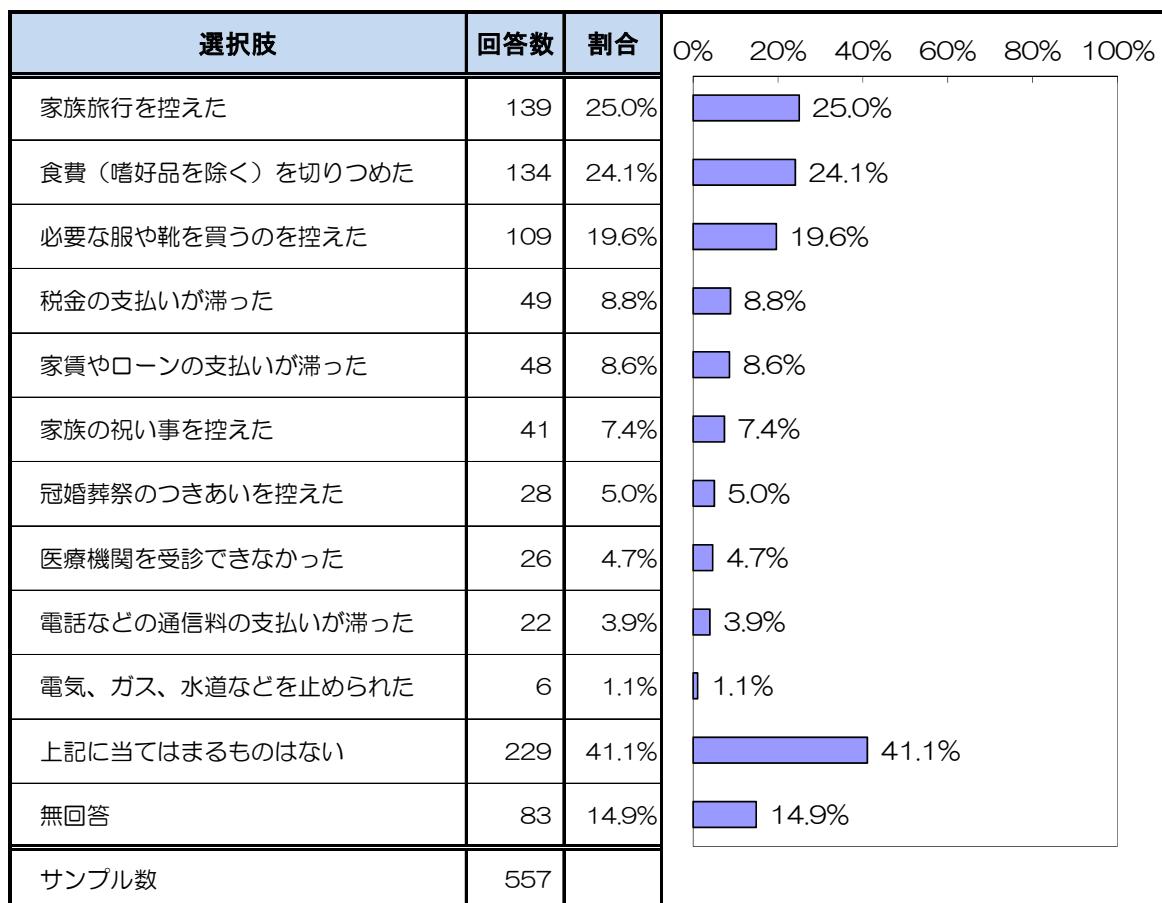
※複数回答

② 経済的困難の発生状況

◆ 直近1年間における経済的困難の経験状況

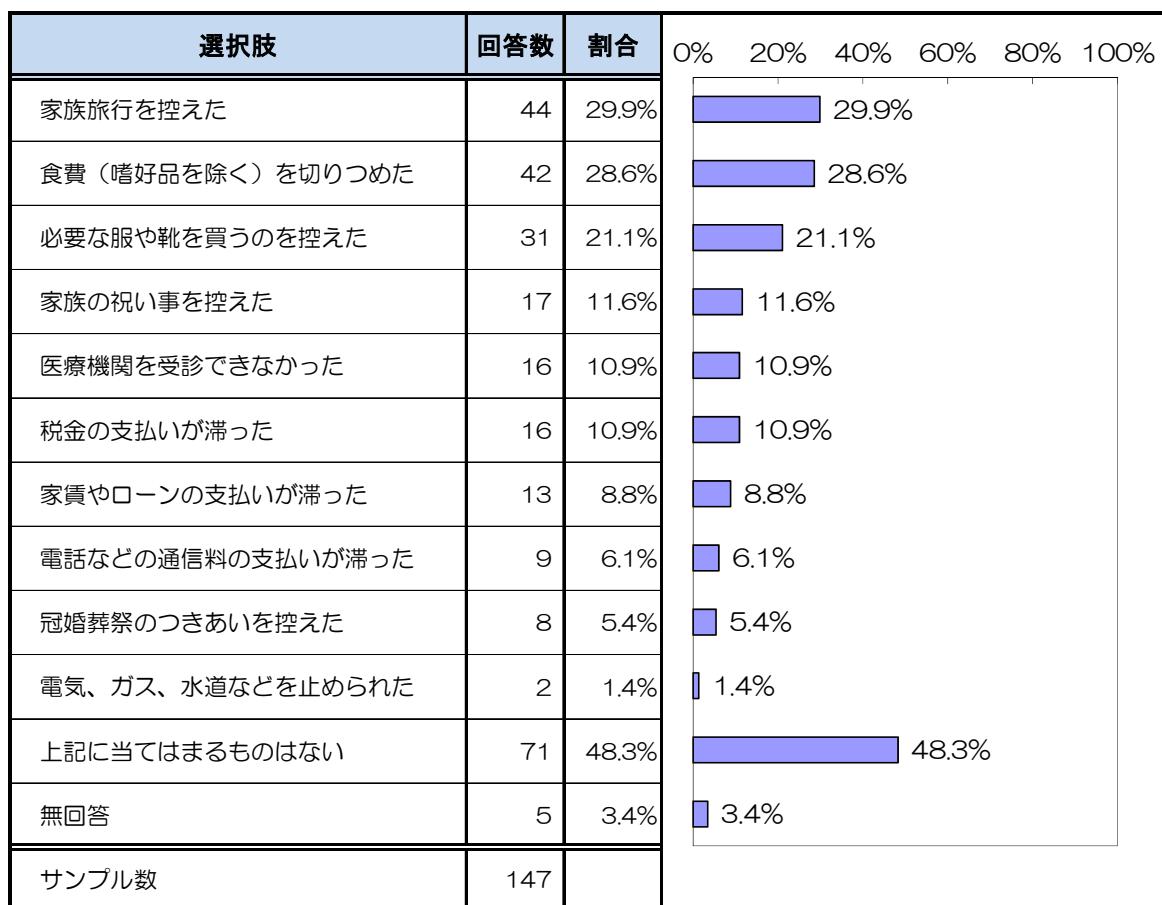
「当てはまるものはない」と回答した割合は半数以下にとどまっており、何らかの経済的困難を経験した割合が4割を超えています。経験した内容については、就学前児童調査、就学児童調査ともに「家族旅行を控えた」が最も多く、次いで、「食費を切りつめた」「必要な服や靴を買うのを控えた」の順となっています。

・就学前児童調査



※複数回答

・就学児童調査

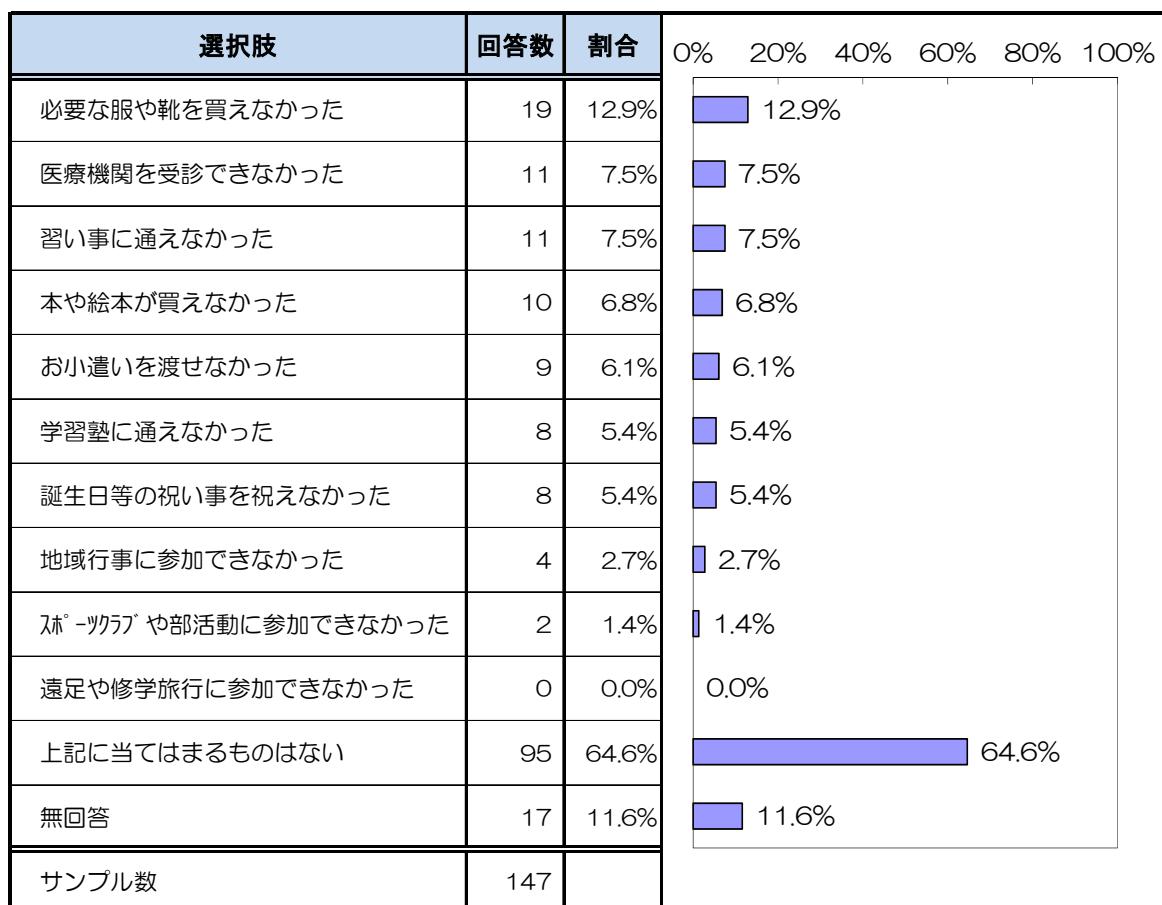


※複数回答

◆ 直近1年間における経済的理由による子どもの生活への影響の発生状況

「当てはまるものはない」と回答した割合は 64.6%にとどまっており、何らかの経済的理由により、子どもの生活への影響が発生した割合が2割を超えています。発生した内容については、「必要な服や靴を買えなかった」が最も多い、次いで、「医療機関を受診できなかった」「習い事に通えなかった」の順となっています。

・就学児童調査



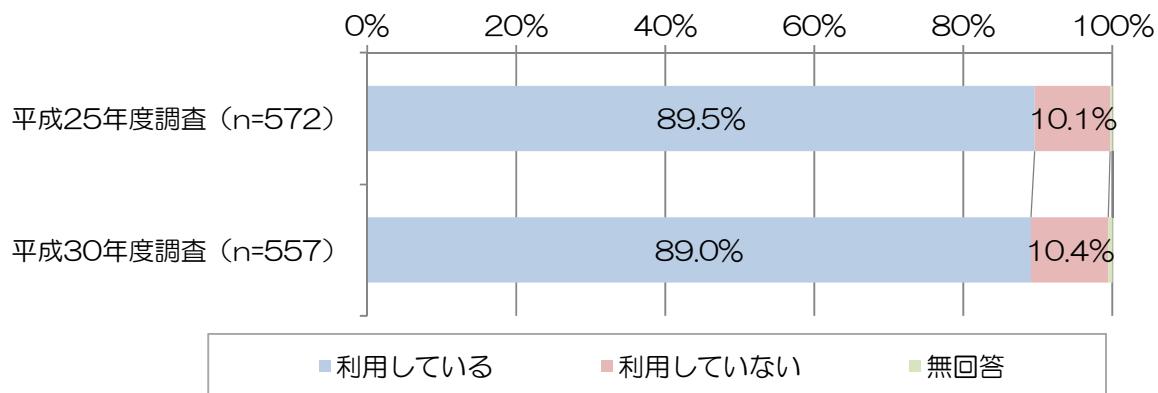
※複数回答

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

◆ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の事業の利用について、「利用している」が約9割を占めていますが、平成25年度調査と比較して、大きな変化はありません。

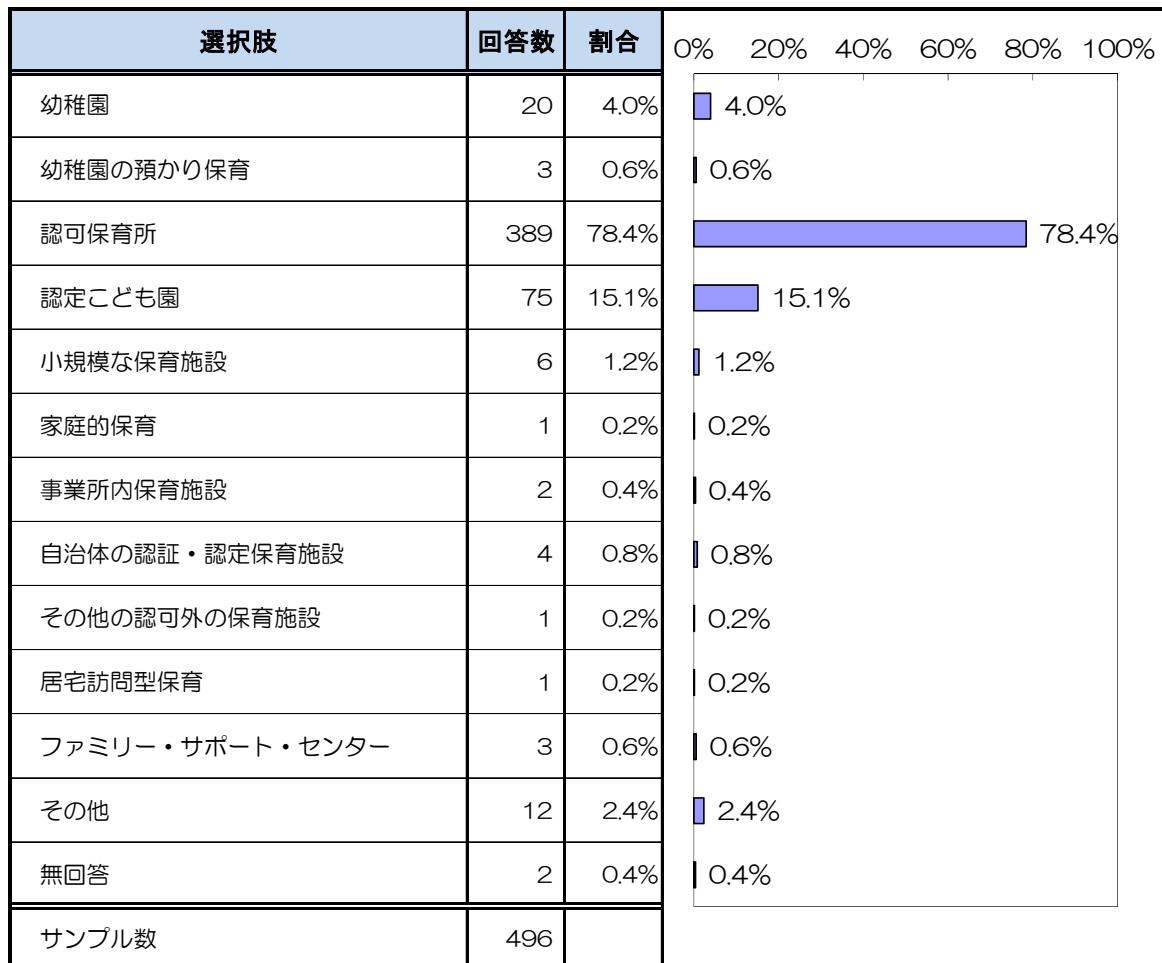
・就学前児童調査



◆ 利用している平日の定期的な教育・保育事業

「認可保育所」が8割弱を占めており、「認定こども園」を合わせると9割を超えています。

・就学前児童調査

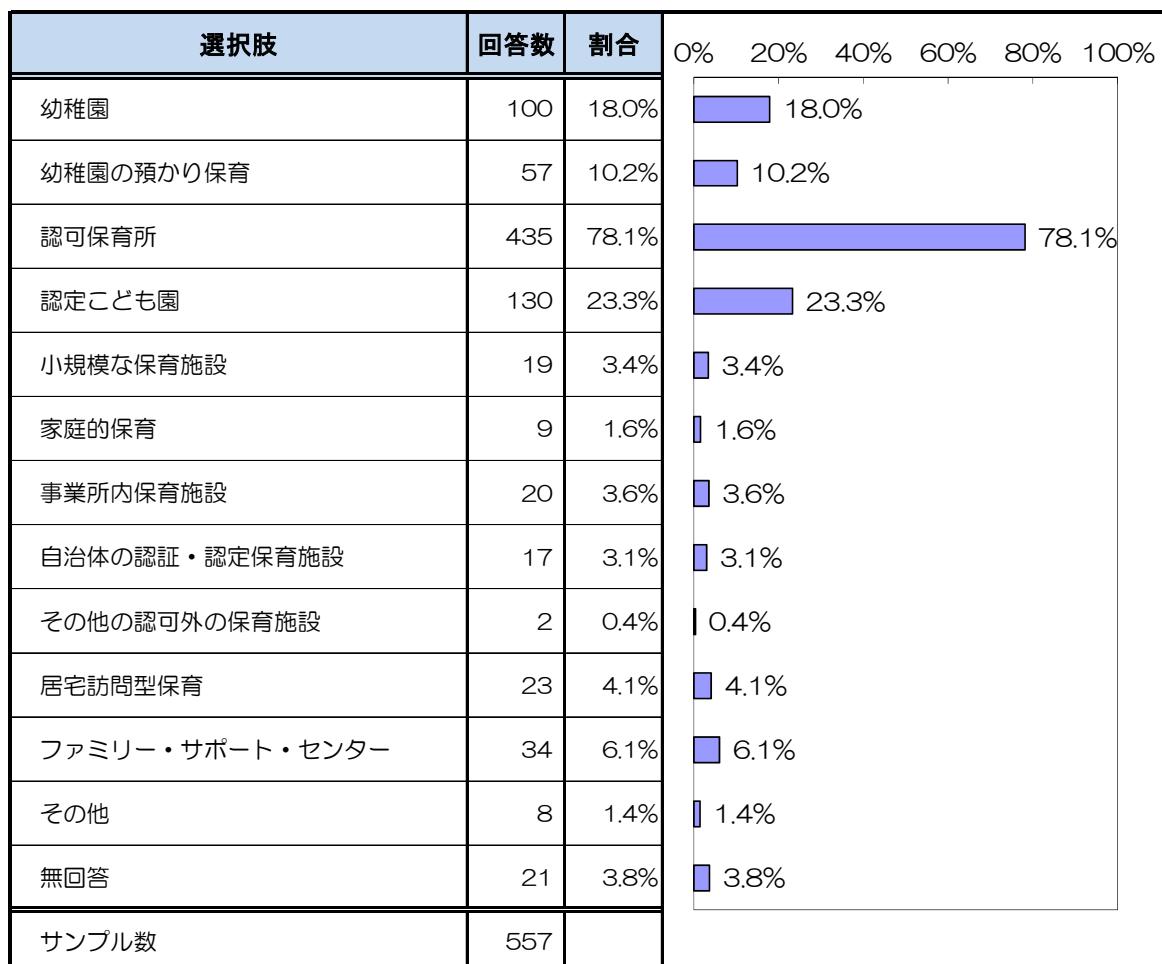


※複数回答

④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」が8割弱を占めていますが、利用状況と比較して、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」等の割合が高くなっています。

- 就学前児童調査

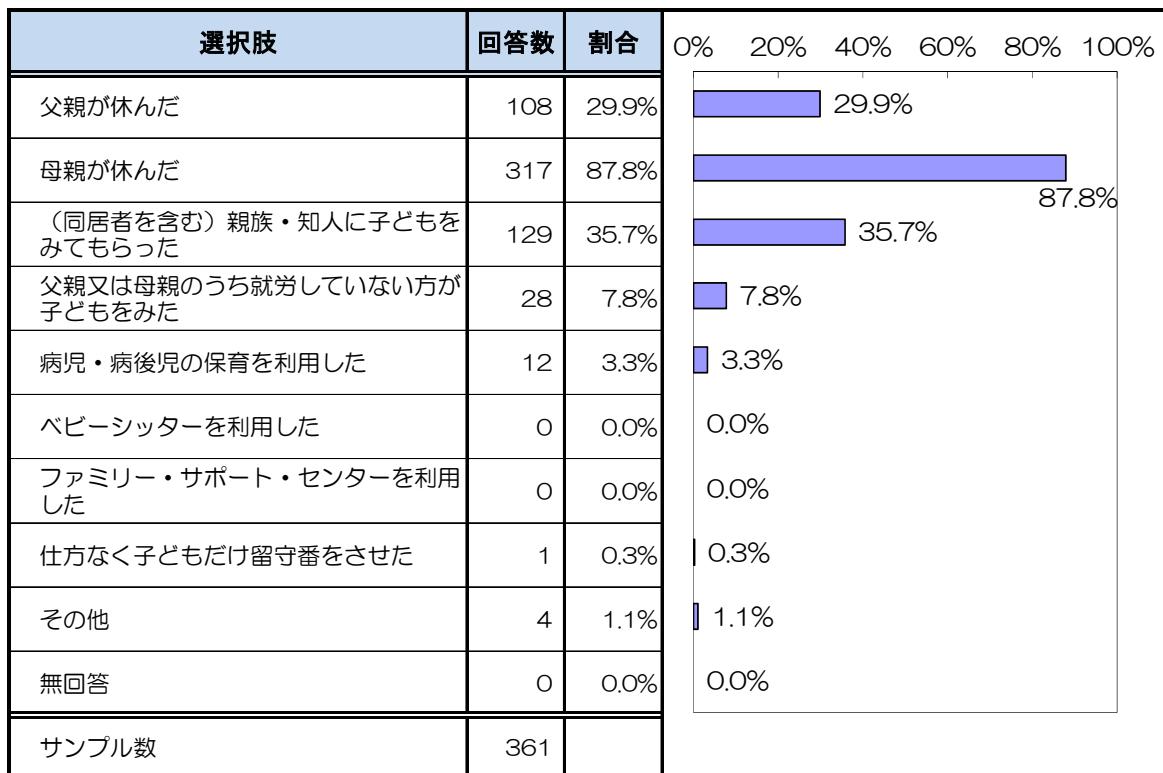


※複数回答

⑤ 子どもが病気やケガで幼稚園・保育園等を休んだ際の対応

「母親が休んだ」が 87.8%と最も多く、次いで、「親族・知人に子どもをみてもらった」の 35.7%、「父親が休んだ」の 29.9%の順となっています。

・就学前児童調査

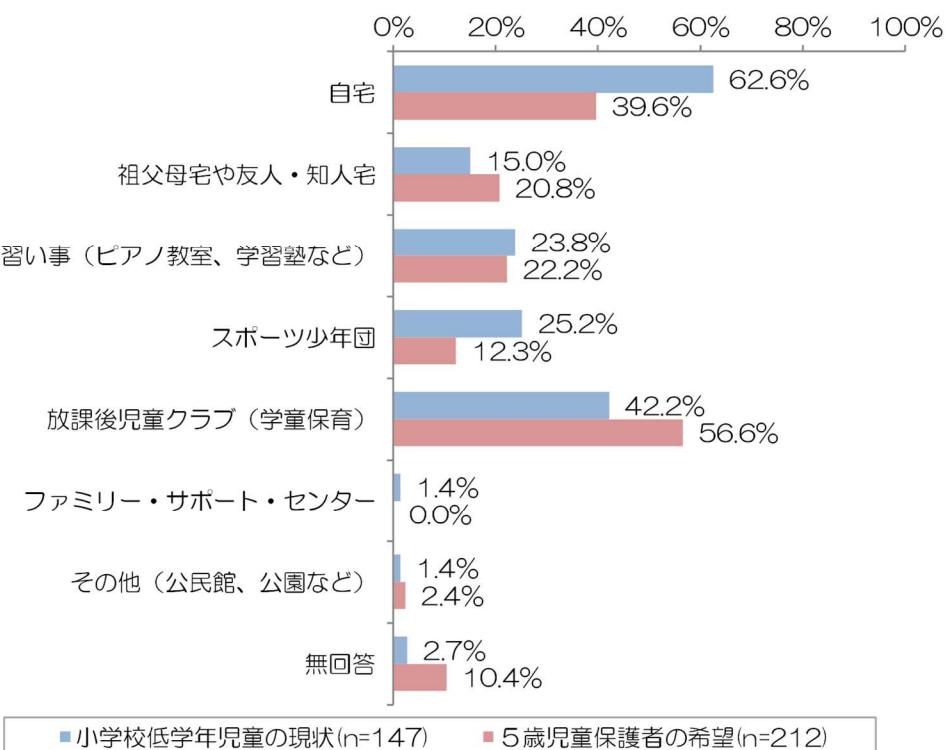


※複数回答

⑥ 低学年時における放課後の過ごし方の現状と希望

5歳児児童保護者の希望として、「放課後児童クラブ」が 56.6%を占めていますが、小学校低学年児童の現状として、「自宅」が 62.6%と最も多く、「放課後児童クラブ」は 42.2%にとどまっています。

・就学前児童調査、就学児童調査



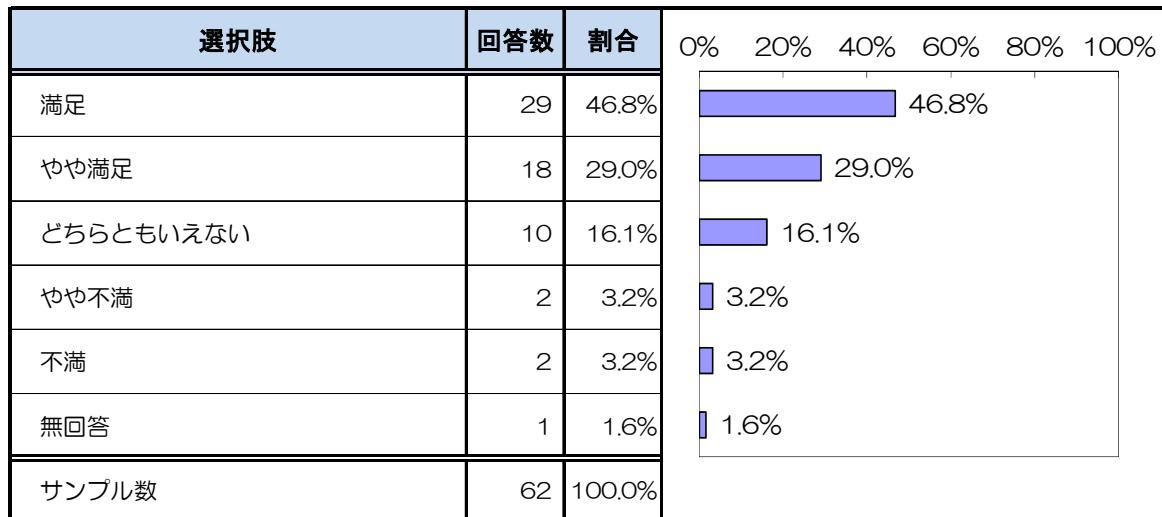
※複数回答

⑦ 放課後児童クラブに対する利用者の満足度・要望

◆ 満足度

「満足」「やや満足」を合計した割合は、75.8%となっています。

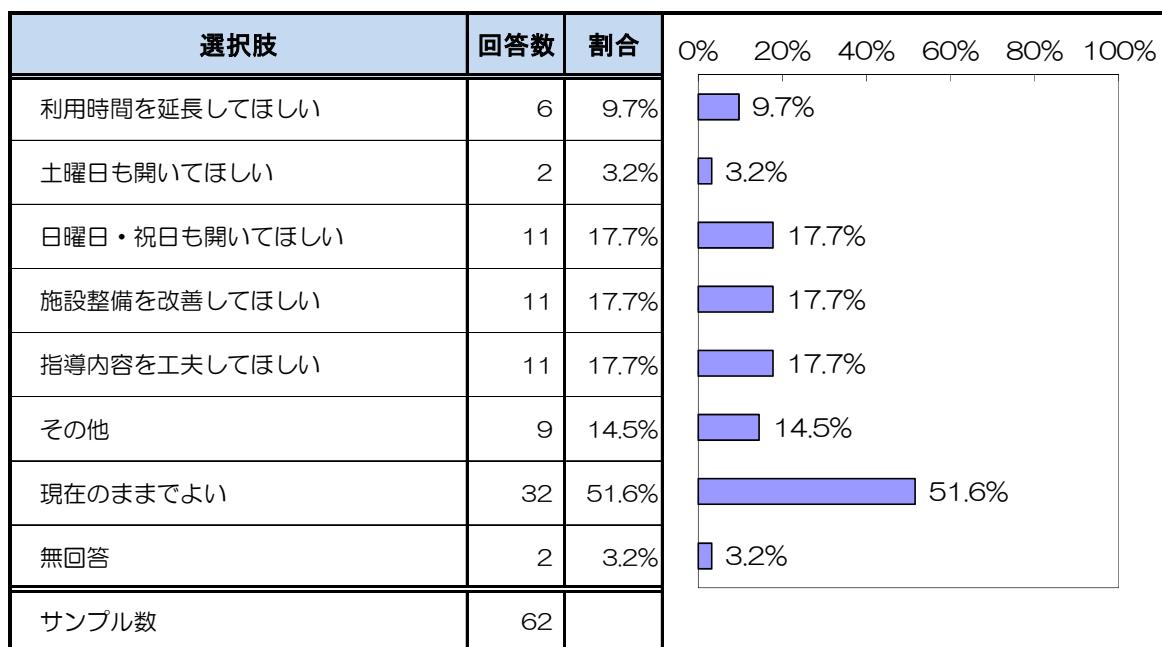
・就学児童調査



◆ 要望

「現在のままでよい」と回答した割合が 51.6%と過半数を占めていますが、具体的な要望としては、「日曜日・祝日も開いてほしい」「施設整備を改善してほしい」「指導内容を工夫してほしい」の割合がそれぞれ 17.7%と最も高くなっています。

・就学児童調査

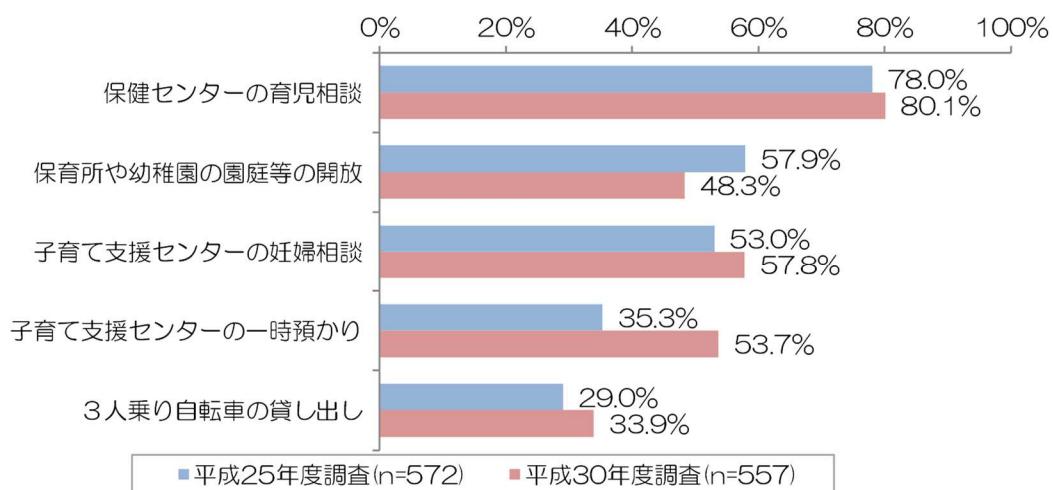


※複数回答

⑧ 子育て支援事業の認知度

「保健センターの育児相談」が 80.1%と最も多く、次いで、「子育て支援センターの妊婦相談」の 57.8%、「子育て支援センターの一時預かり」の 53.7%の順となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「子育て支援センターの一時預かり」の認知度が大きく上昇しています。

・就学前児童調査

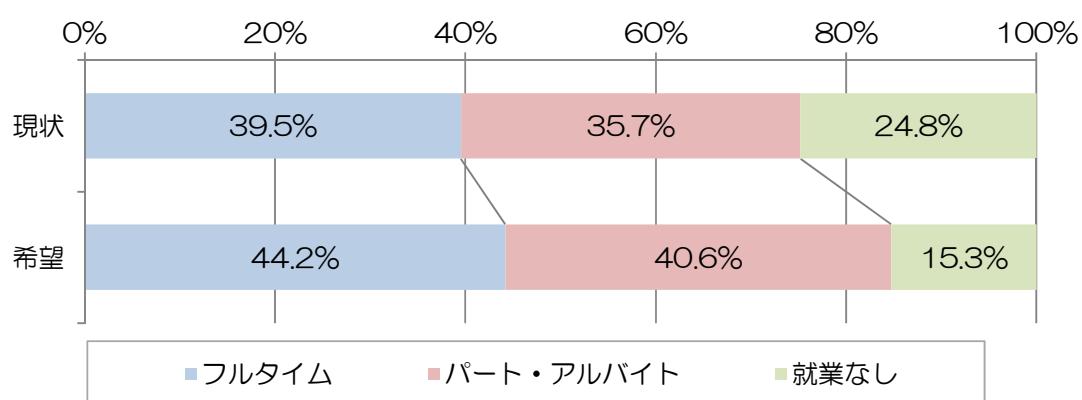


⑨ 母親の就労状況と就労希望

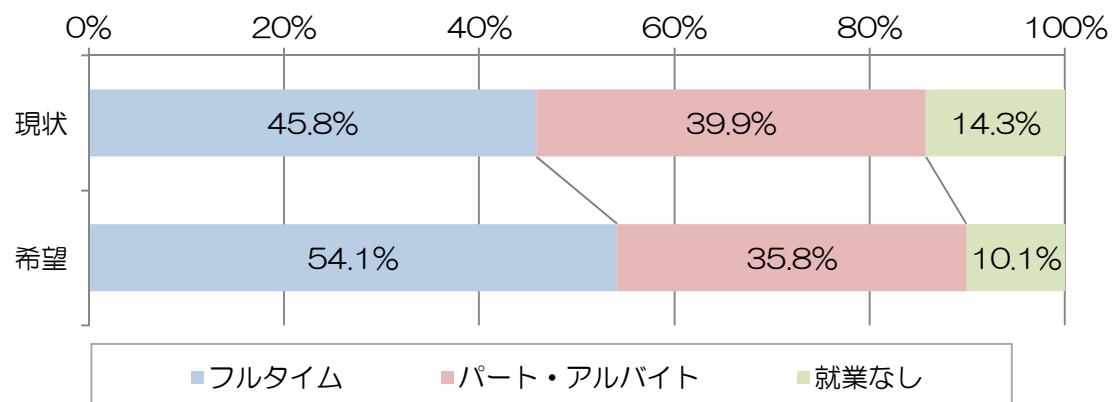
平成 25 年度調査と比較して、就業率が上昇するとともに、現状と希望における「就業なし」の差が小さくなっています。

就労に関する母親の希望が実現できつつある一方、「フルタイム」で働くことを望む母親の割合が上昇していることから、母親の就労ニーズを満たす更なる環境づくりが求められていると考えられます。

・就学前児童調査（平成 25 年度）



・就学前児童調査（平成 30 年度）



⑩ 育児休業の取得状況

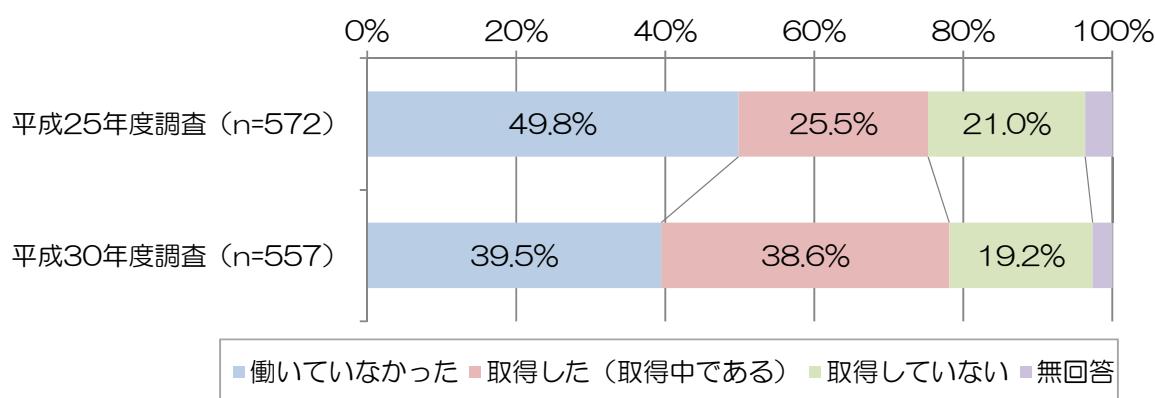
◆ 末子が生まれた際の育児休業の取得の有無

母親については、平成25年度調査と比較して、就業率が高くなるとともに、就業者における「取得した（取得中である）」の割合も上昇しています。

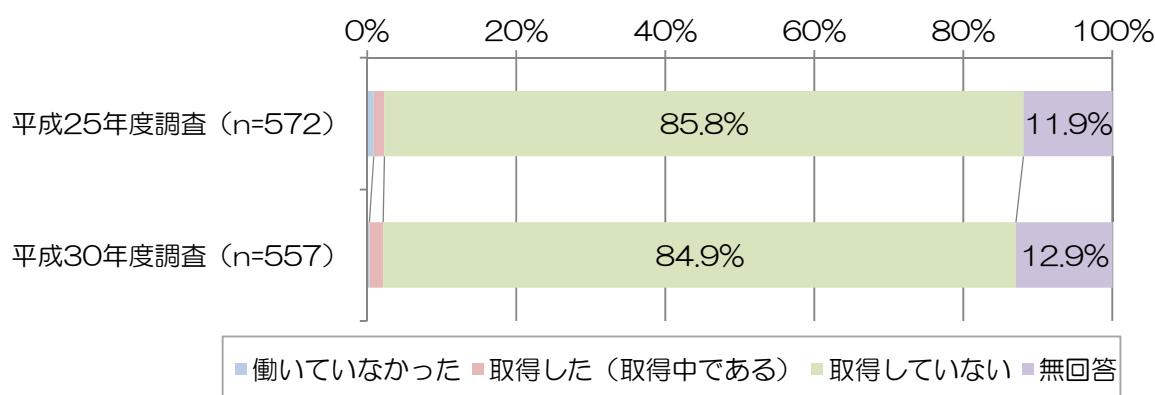
一方、父親については、「取得した（取得中である）」の割合が1.4%から1.8%に上昇したものの、母親と比べて、大きく乖離した状況にあります。

・就学前児童調査

(母親)



(父親)



◆ 育児休業を取得しなかった理由

父親の「仕事が忙しかった」、母親の「職場に育児休業の制度がなかった」がそれぞれ最も多くなっています。母親については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が2番目に多くなっています。

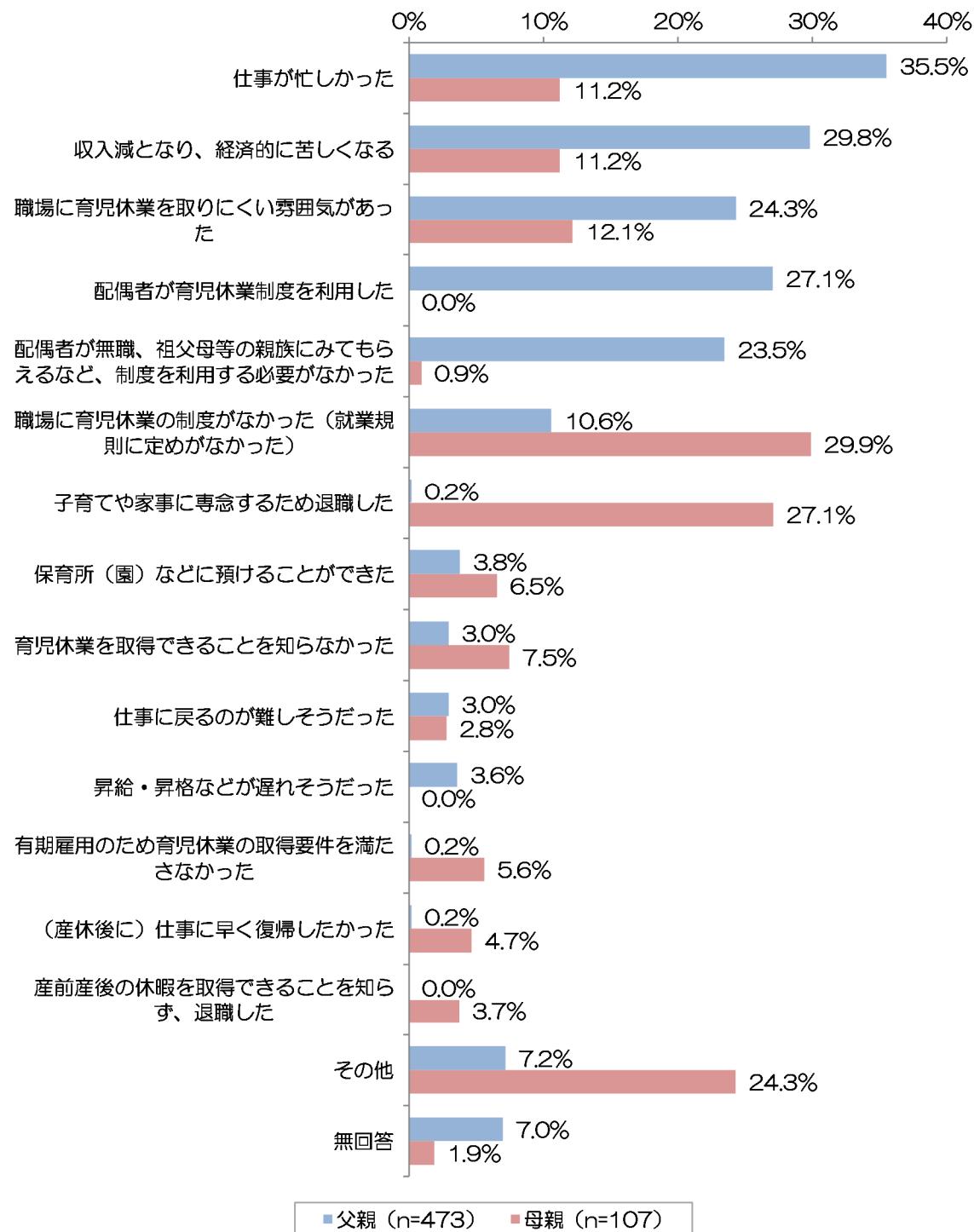
父親・母親ともに、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった」とした回答が一定割合存在していることから、事業所等に対する子育てと仕事の両立に関する啓発も必要であると考えられます。

- 上位3項目

	1位	2位	3位
父親	仕事が忙しかった (35.5%)	収入源となり、経済的に苦しくなる (29.8%)	配偶者が育児休業制度を利用した (27.1%)
母親	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった） (29.9%)	子育てや家事に専念するため退職した (27.1%)	その他 (24.3%)

※就学前児童調査（複数回答）

・就学前児童調査



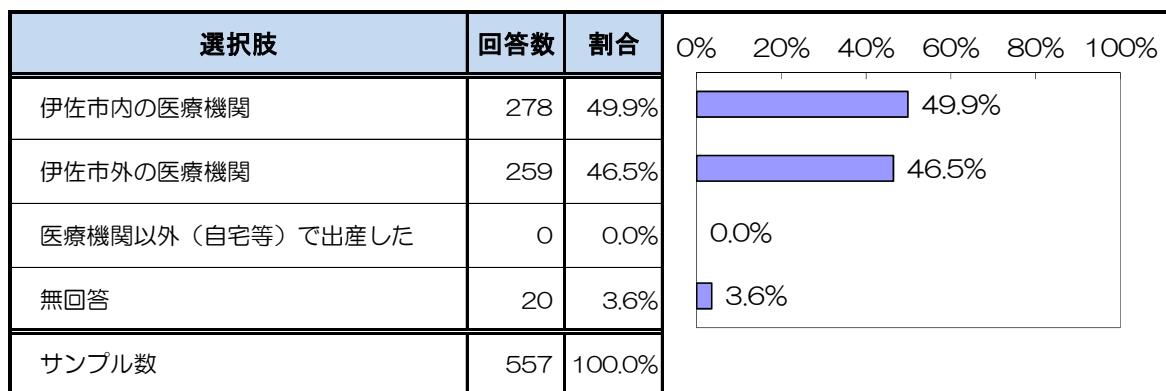
※複数回答

⑪ 出産場所の選択

◆ 末子の出産場所

「伊佐市内の医療機関」が 49.9%、「伊佐市外の医療機関」が 46.5%となっていま
す。

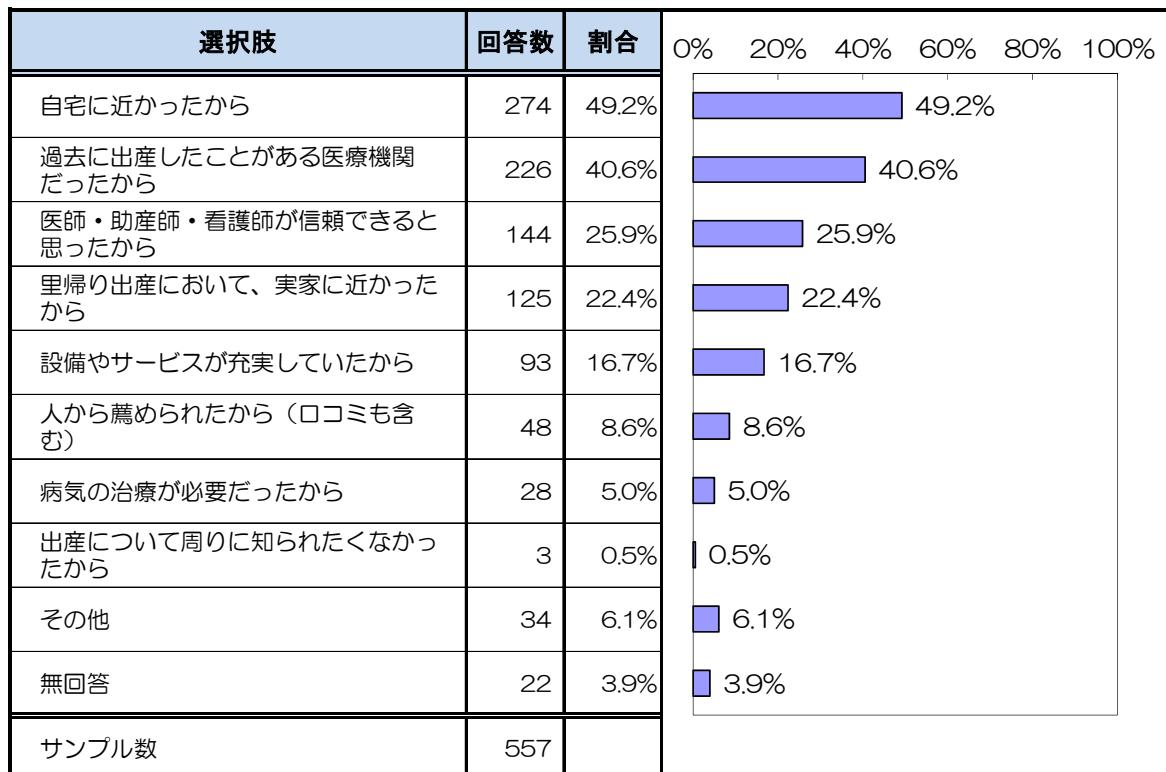
・就学前児童調査



◆ 出産場所を選んだ理由

「自宅に近かったから」が 49.2%と最も多く、次いで、「過去に出産したことがある医療機関だったから」の 40.6%、「医師・助産師・看護師が信頼できると思ったから」の 25.9%の順となっています。

- 就学前児童調査

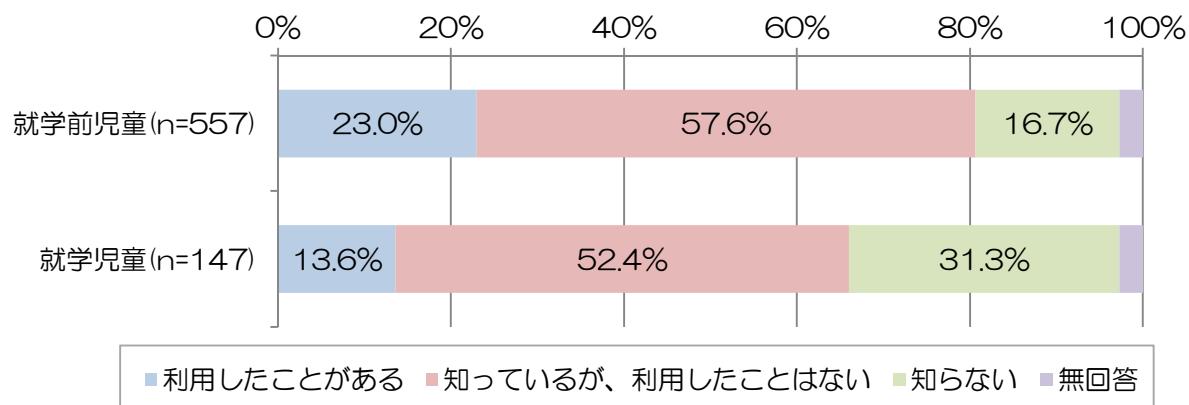


※複数回答

⑫ 鹿児島県小児救急電話相談の利用度・認知度

利用度・認知度ともに就学前児童の保護者が就学児童の保護者を上回っています。両調査において、認知度が6割を超えており、就学前児童調査の2割弱、就学児童調査の3割強が「知らない」と回答していることから、更なる周知を図る必要があると考えられます。

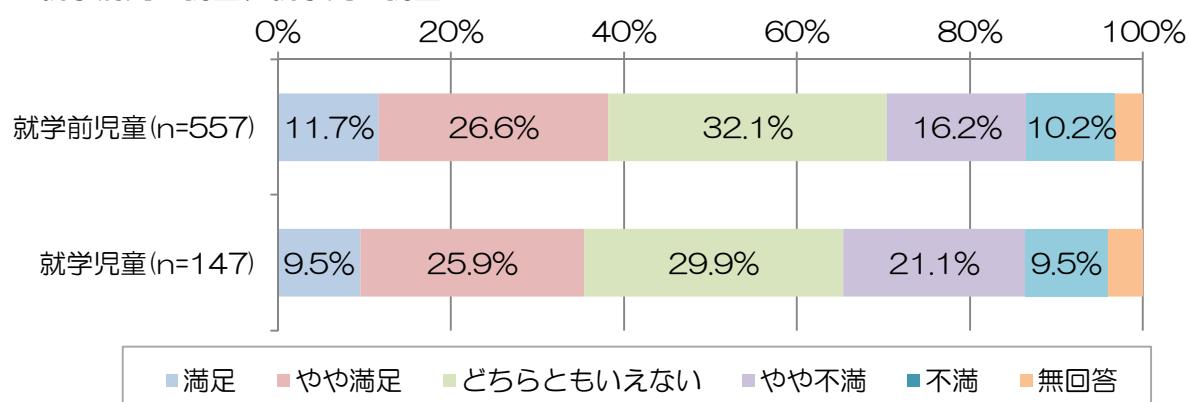
・就学前児童調査、就学児童調査



⑬ 伊佐市の子育て環境や支援に対する満足度

両調査において、「満足」「やや満足」を合計した割合が、「不満」「やや不満」と回答した割合を上回っています。しかし、「不満」「やや不満」と回答した割合はそれぞれ3割近くに達していることから、更なる子育て環境の整備、子育て支援の充実を図っていく必要があると考えられます。

・就学前児童調査、就学児童調査



4 第1期計画の評価

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 【3～5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	70	60	57	56
② 提供体制	人	130	130	130	120
③ 過不足 (②-①)	人	60	70	73	64
第1期計画の評価	量の実績が定員を超えることはなく、保護者のニーズに対応する提供体制が確保できています。				

② 【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	506	523	531	529
② 提供体制	人	479	490	490	487
③ 過不足 (②-①)	人	▲27	▲33	▲53	▲42
第1期計画の評価	利用定員を量の実績が上回りましたが、定員の120%までの受入れは許容されており、確保はできています。				

③ 【0～2歳】3号認定

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	380	338	336	327
② 提供体制	人	331	335	367	359
③ 過不足 (②-①)	人	▲49	▲3	31	32
第1期計画の評価	産後の職場復帰が早まる傾向にあり、利用定員を量の実績が上回った年度もありましたが、おおむねニーズに対応できています。				

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 地域子育て支援拠点事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人回 (月)	697	884	758	738
② 提供体制	か所	2	2	2	2
第1期計画の評価	量の見込みよりも実績が下回り、大口地域、菱刈地域の2か所の実施でニーズに対応できています。				

② 妊婦健康診査事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人回	2,190	2,014	2,254	2,012
② 提供体制	か所*	1	1	1	1
第1期計画の評価	定期的な受診を促し、現状で妊婦の健康の保持及び増進が確保できています。				

*「か所」は、受診券配布窓口数を示す。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	164	156	156	162
② 提供体制	か所*	1	1	1	1
第1期計画の評価	保健師及び母子保健推進員による訪問により、対応できています。				

*「か所」は、対応か所数を示す。

④ 病児保育事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人日	130	71	72	122
② 提供体制	人日	130	71	72	122
	か所	1	1	1	1
第1期計画の評価	現在の提供体制で、十分確保ができます。				

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人日	-	-	5	153
② 提供体制	人日	-	-	5	153
第1期計画の評価	平成29年度から子育て支援センタールピナスにファミリーサポートセンターを併設し、事業を開始。見込みを上回るニーズがありますが、現状の提供体制で確保できています。				

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後子供教室

◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	290	309	339	358
② 提供体制	人	428	428	428	428
	か所	13	13	13	13
第1期計画の評価	量の見込みを実績が下回り、ニーズには対応できています。				

◆ 放課後子供教室

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 提供体制	か所	4	4	0	0
第1期計画の評価	ニーズが少なく、平成28年度で廃止しました。				

⑦ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆ 養育支援訪問事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	○	○	○	○
② 提供体制	人	-	-	-	-
	か所*	-	-	-	-
第1期計画の評価	育児・家事援助や専門的な支援を必要とする家庭が増えており、現在の体制では十分に支援が行き届かない恐れがあります。このため伊佐市障害者自立支援協議会から本事業の実施の要望があり、現在検討をすすめています。				

*「か所」は、対応窓口数を示す。

◆ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

第1期計画策定時の確保の考え方	記載なし
第1期計画の評価	実施していません。

⑧ 延長保育事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人	226	225	208	238
② 提供体制	人	226	225	208	238
	か所	5	8	7	8
第1期計画の評価	自主事業で実施している事業所もあり、現在の提供体制でニーズには対応できています。				

⑨ 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人日	0	0	0	0
② 提供体制	人日	150	150	150	150
	か所	1	1	1	1
第1期計画の評価	市内の1施設で実施可能な体制を確保していましたが、利用実績はありませんでした。				

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人日	1,731	2,450	2,119	1,237
② 提供体制	人日	1,731	2,450	2,119	1,237
	か所	10	10	13	13
第1期計画の評価	実施施設数も増加し、ニーズに対する提供体制が確保できています。				

⑩ 子育て短期支援事業

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 量の実績	人日	8	3	28	27
② 提供体制	人日	8	3	28	27
	か所	3	3	3	5
第1期計画の評価	利用希望者にはすべて対応できています。				

⑪ 利用者支援事業

第1期計画の評価	母子保健型として、トータルサポートセンターを設置しているほか、情報提供の窓口として2か所の地域子育て支援センターに業務委託して実施しており、提供体制は確保できています。
----------	--

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

第1期計画の評価	利用実績はありませんでした。
----------	----------------

⑯ 多様な主体が参画することを促進するための事業

◆ 特別支援

第1期計画の評価	本事業の実施はありませんが、私立認定こども園のみならず、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育所、認定こども園について「伊佐市すこやか保育事業」にて対応しています。
----------	--

◆ 巡回支援

第1期計画の評価	実施していません。
----------	-----------

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画においては、「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念として掲げました。

本市のまちづくりの指針である「第1次伊佐市総合振興計画」においては、「子どもを産み育てやすい環境の充実」を施策の一つとして掲げ、身近な地域で出産、育児が行えるよう、関係機関と連携して、産婦人科医・小児科医の維持確保及び保健・医療機関・福祉のネットワーク化や子育て支援事業の充実を図る方針を定めています。

第1期計画の基本理念は、「第1次伊佐市総合振興計画」における考え方と整合性が取れることから、本計画においても、第1期計画の基本理念等を継承することとします。

基本理念

『安心して生み、子育てができるまちづくり』

第4章 事業計画

1 教育・保育等の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本市においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「伊佐市全域の1区域」を設定します。

2 量の見込み及び確保方策の考え方

本計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間における需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する確保方策を定める必要があります。

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育てに関するアンケート調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

【参考】教育・保育給付認定区分（支給要件）

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方	○幼稚園 ○認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)	保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
		あり (保育希望)		
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育	

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 【3~5歳】1号認定及び2号認定のうち共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭

1号認定+2号認定(教育ニーズ)は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

- 現状

公立の本城幼稚園の定員には余裕があるなど、入所者（実績）が定員を超えることはなく、保護者等のニーズに対応する提供体制が確保できています。

- 量の見込みと確保方策

1号認定及び2号認定(教育ニーズ)は、幼稚園及び認定こども園にて確保できる見込みですが、多様なニーズに対応するため、国の推奨する認定こども園への移行により、利用定員の拡大に努めます。

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1号		70	90	88	88	84
	2号（教育ニーズ）		5	5	5	5	5
	合計		75	95	93	93	89
②利用定員	特定教育・保育施設		120	155	155	155	155
③過不足（②-①）			45	60	62	62	66

- 運営主体別、量の見込みと確保方策

(公立)

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み			60	60	60	60	60
	②利用定員		18	18	18	18	18
	③過不足（②-①）		42	42	42	42	42

(私立)

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み			57	77	75	75	71
	②利用定員		60	95	95	95	95
	③過不足（②-①）		3	18	20	20	24

(2) 【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

2号認定は、原則、保育所及び認定こども園にて対応します。

・現状

利用定員を量の実績が上回っている状況にありますが、定員の120%までの受入れ（定員の弾力化）が許容されており、受入れができている状況です。

・量の見込みと確保方策

2号（保育ニーズ）は、令和3年度まで利用定員を上回る見込みですが、定員の弾力化による対応で確保できる見込みです。

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	2号（保育ニーズ）	人	475	464	453	453	452
②利用定員	特定教育・保育施設		455	460	460	460	460
③過不足（②－①）			▲20	▲4	7	7	8

(3) 【0歳】3号認定

3号認定は、保育所及び認定こども園にて対応します。

・現状

近年、産後の職場復帰が早まる傾向にあり、利用定員を量の実績が上回る年度もありましたが、直近ではニーズに対応できています。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。

		単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み		人	82	80	77	75	72
②利用定員	特定教育・保育施設		83	85	85	85	85
③過不足（②－①）			1	5	8	10	13

(4) 【1～2歳】3号認定

3号認定は、保育所及び認定こども園にて対応します。

- ・現状

保護者等のニーズに対応する提供体制が確保できています。

- ・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	257	252	244	235	234
②利用定員		257	260	260	260	260
③過不足（②-①）		1	8	16	25	26

(5) 保育利用率の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計児童数（3歳未満）	人	531	499	482	465	447
②利用定員		340	345	345	345	345
③保育利用率	%	64.0	69.1	71.6	74.2	77.2

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

主に行政機関の窓口以外で利用者に対する支援と地域連携をともに行う「基本型」、主に行政機関の窓口を活用して利用者に対する支援を行う「特定型（いわゆる「保育コンシユルジュ」）」、主に保健センター等で保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者に対する支援と地域連携をともに行う「母子保健型」があります。

① 基本型・特定型

・現状

本市では現在、基本型の業務の一部である子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援等、当事者の目線に立った寄り添い型の支援を市内2か所の地域子育て支援センターに委託して実施しています。

特定型については、待機児童の解消等を図る目的の事業であり、現在のところ、本市では待機児童が発生していないため、実施していません。

・量の見込みと確保方策

本市では、今後も2か所の地域子育て支援センターと連携し、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供を行っていく予定であり、新たに基本型を設置する予定はないことから、量の見込み及び確保方策については、設定しないものとします。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	か所	—	—	—	—	—
②確保方策		—	—	—	—	—
③過不足（②－①）		—	—	—	—	—

② 母子保健型

・現状

利用者支援事業における母子保健型については、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施する事業です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）としての整備が求められています。

本市では、トータルサポートセンターとともに健康係の保健師等の専門職が連携して、子育て世代包括支援センターとしての機能を担っています。

「母子保健型」としてトータルサポートセンターを中心に、市内2か所の地域子育て支援センターに、一部業務（情報の集約・提供、相談、利用者支援等）を委託して実施しています。

・量の見込みと確保方策

乳児家庭全戸訪問事業や母子手帳交付の機会を利用し、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげます。

また、多問題家庭等に対しては、トータルサポートセンターとともに健康係、関係機関でケース検討会議を行い、関係機関と支援の方法及び対応方針について検討し、支援プランを策定の上、支援します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

・現状

「大口子育て支援センタールピナス」「菱刈子育て支援センターまむさるーん」の2か所の子育て支援センターで実施しており、ニーズに対応する提供体制が確保できています。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人回 (月)	728	685	662	638	614
②確保方策	か所	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

・現状

母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促しています。また、里帰り出産の場合は妊婦が希望する医療機関と契約の可否を確認し、契約できない場合は償還払いの説明を行い、定期的な受診を促しています。

提供体制としては、確保できている状況です。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。

保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図る等、医療機関受診を促進します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人回	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280
②確保方策	/	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

・現状

保健師及び母子保健推進員の訪問により対応しています。

長期の里帰り等で訪問できなかった母子については、里帰り先の市町村に訪問を依頼したり、乳児健診時に状況把握や相談支援等を実施し、フォローしています。

提供体制としては、確保できている状況です。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も早期から適切な育児支援が受けられるように継続して実施します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	164	159	153	147	142
②確保方策	/	実施機関：こども課こども健康係 実施体制：26 人 (常勤保健師6人、母子保健推進員 20人)				

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

・現状

現在、本市では実施していませんが、育児・家事援助や専門的な支援を必要とする家庭には、主にこども課の保健師が対応しています。

しかし、支援が必要な家庭は年々増加しており、その対応には限界があります。

そのため、本事業の実施により支援者の養成と支援の拡充を図るよう、伊佐市障害者自立支援協議会から市へ要望がなされ、現在検討を進めています。

・量の見込みと確保方策

母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業をはじめとした健診事業等で把握している情報から、特に支援が必要な家庭への訪問延べ件数を見込みます。これらの提供体制の確保のため、育児不安の解消や養育技術を迅速に提供できる支援者の育成、訪問体制の構築に努めます。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み（延べ訪問件数）	件	140	180	200	200	200
②確保方策	/	実施機関：こども課 実施体制：伊佐市社会福祉協議会 他				

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

・現状

本市では、本事業の活用は有りませんが、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のための調整機関職員の専門性を高める研修等に参加しています。

・量の見込みと確保方策

現在のところ、本事業の活用はありませんが、今後、必要に応じて活用します。

(6) 子育て短期支援事業

母子家庭等の保護者が子育てしながら安心して働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

・現状

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）のみ実施しています。

保護者の育児疲れや療養時などの負担軽減を図るために利用を勧めており、利用件数が増加傾向にあります。

提供体制については、利用希望者にすべて対応できています。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。今後も事業の周知に努めながら実施します。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	26	25	25	25	24
②確保方策	人日	26	25	25	25	24
	か所	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

・現状

平成 29 年度に子育て支援センタールピナスに伊佐市ファミリーサポートセンターを併設し、事業を開始しました。平成 29 年度の利用件数は少なかったものの、平成 30 年度は大幅に増加しました。

見込み量を上回るニーズがあったものの、提供体制としては、確保できている状況です。

・量の見込みと確保方策

事業の更なる周知とセンター機能の強化に努め、サポート会員 1 人あたりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加により、量の見込みに対応できる提供体制の確保を図ります。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	151	145	142	140	133
②確保方策	人日	151	145	142	140	133
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所・幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

・現状

市内の1施設で実施可能な体制を確保していましたが、利用児童はありませんでした。

・量の見込みと確保方策

現時点ではニーズがないことから見込み量の設定は行いませんが、市内1施設で実施可能な体制を維持します。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保方策	人日	150	150	150	150	150
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

・現状

市内の13保育所で実施されており、ニーズに対する提供体制が確保できています。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、確保できる見込みです。今後も保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	人日	1,218	1,170	1,148	1,132	1,076
②確保方策	人日	1,218	1,170	1,148	1,132	1,076
	か所	13	13	13	13	13
③過不足（②-①）	か所	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

・現状

保護者の就労形態の多様化・通勤時間の増加等に伴い、対応する施設数も年々増加しています。自主事業で実施している事業所もあり、提供体制としては、確保できている状況です。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人	381	366	360	354	337
②確保方策	人	381	366	360	354	337
	か所	9	9	9	9	9
③過不足（②-①）	人	0	0	0	0	0

※第2期計画より自主事業も量の見込み及び確保方策に計上。

(10) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

・現状

病児保育は羽月保育園1か所で提供されており、実績に対する提供体制を十分確保できています。

・量の見込みと確保方策

現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も現在の提供体制を維持し、事業の周知を継続的に図ります。

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	人日	120	117	113	110	106
②確保方策	人日	750	750	750	750	750
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②-①）	人日	630	633	637	640	644

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

・現状

13か所で実施しています。

現在の提供体制で供給量は確保できていますが、児童数の減少とは反対に利用者は増加傾向にあります。

・量の見込みと確保方策

13地区のうち、大口地区が現在の定員を超えるニーズが予想されています。受託希望のある社会福祉法人等と協議しながら、学校施設（放課後に児童クラブとして活用できる余裕教室等）や民間施設の活用により、量の見込みに対応する提供体制の確保を図ります。

その他の12地区では現行の事業実施により、量の見込みに対応できる予定です。

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	1年生	人	127	133	112	106	125
	2年生		113	136	143	120	114
	3年生		65	87	105	110	93
	4年生		48	52	69	84	88
	5年生		47	37	40	53	64
	6年生		20	35	28	30	40
	合計		420	480	497	503	524
②確保方策		人	428	525	525	525	525
か所		か所	13	14	14	14	14
③過不足（②-①）		人	8	45	28	22	1

① 新・放課後子ども総合プランに基づく事業の展開

「新・放課後子ども総合プラン」は、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」及び本市の現状等を踏まえ、事業の展開を図ります。

◆ 放課後子供教室の実施計画

- ・関係課等：学校教育課・社会教育課

本市では、市内4か所で放課後子供教室を実施していましたが、共働き世帯等の増加により放課後児童クラブを利用する子どもが増える一方、放課後子供教室を利用する児童は少なく、ニーズがなかったため、平成28年度までですべて廃止しました。

今後もニーズは少ないと考えられることから、第2期計画中における放課後子供教室の実施は予定しないものとします。

◆ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標 事業量

- ・関係課等：こども課・社会教育課

本市では、放課後子供教室を実施する予定がないことから、令和5年度に達成されるべき目標事業量は設定しないものとします。

◆ 両事業の一体的な、または連携による実施に関する方策

- ・関係課等：こども課・社会教育課

本市では、放課後子供教室を実施する予定がないことから、両事業の一体的な、または連携による実施に関する方策は定めないものとします。

◆ 小学校の余裕教室等の両事業への活用に関する方策

- ・関係課等：こども課・教育委員会総務課・学校教育課・社会教育課

現在4か所の放課後学童クラブについては、小学校施設を利用しておらず、うち2か所が余裕教室を利用しています。学校施設、特に体育館の利用については、放課後児童クラブをはじめ、地域のスポーツ団体やコミュニティに利用されています。

余裕教室の活用については、各小学校の学級数は減少しているものの、特別支援学級数が増加しており、余裕教室はない状況です。

今後は、必要に応じて、余裕教室の把握や学校関係者との協議等について、府内の連携を図ります。

◆ 両事業の実施に係る福祉部局と教育部局の具体的な連携に関する方策

- ・関係課等：こども課・教育委員会総務課・学校教育課・社会教育課

現在のところ、放課後子供教室を実施する予定はありませんが、今後、利用者のニーズが見込まれる場合は、福祉部局と教育委員会部局が、それぞれの役割・責任体制等について協議し、事業の円滑な実施を図ります。

◆ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮が必要な児童が不利益を被ることがないよう、「放課後児童クラブ障害児受入促進事業」や「障害児受入推進事業」を活用し、特別な配慮が必要な子どもに対応できる体制の構築を図ります。

◆ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、すべての児童クラブで月曜日から土曜日まで年間250日以上開所し、平日は4時間、学校が休みの土曜日は2か所が12時間、11か所が10時間開所しています。

開所時間の延長については、おおむねニーズを満たしている状況にあり、日曜・祝日の開所についても、利用を希望する保護者の割合は2割にとどまっています。

今後もニーズの把握を行いつつ、必要に応じて、開所時間の延長等の検討を行います。

◆ 子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

放課後児童クラブは、保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校児童を放課後に単に預かるという役割だけでなく、子どもたちの健全な育成を図る役割を担っています。

今後も、国、県等が実施する様々な研修に関する情報を提供し、職員の研修参加の促進等により、放課後児童クラブの役割の更なる向上を図ります。

◆ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブが子どもたちの健全な育成を図る場としての役割を果たすことができるよう、利用者や地域住民に対する育成支援の内容の周知、市民全体に対する放課後児童クラブに関する周知・啓発に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

・現状

生活保護世帯等の児童の教育・保育の利用が図られるよう、予算措置は行いましたが、利用実績はありませんでした。

・今後の方針

国の基準に応じ助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

① 特別支援

・現状

実施していませんが、私立認定こども園のみならず、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育所、認定こども園における職員の加配に対して補助金を交付する「伊佐市すこやか保育事業」を実施しています。

・今後の方針

特別な支援が必要な子どもに対する支援としては、これまでどおり、「伊佐市すこやか保育事業」において対応します。

② 巡回支援

・現状

本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で十分であるため、新規参入事業者に対する巡回支援は行っていません。

・今後の方針

新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は行いません。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。

国の基本指針では、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとされております。

以上のことから、認定こども園の推進・普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、保育所から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次のことに取り組みます。

- 認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった幼児期の教育・保育の一体的提供を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。

この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

令和元年 10 月現在、本市においては対象施設による確認申請及び対象者は発生しておりませんが、隨時給付できるように対応していきます。

7 その他項目

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

現在、〇歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされていることを踏まえ、育児休業満了時（原則、職場に復帰するケースが多い、子どもが1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めています。

また、母子手帳の交付や乳幼児健診の受診、訪問指導活動等の保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供・必要に応じた相談支援に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止の啓発に努めるとともに、児童虐待事案の解決に向け、要保護児童対策地域協議会の一層の充実、関係機関の役割の明確化・情報共有の強化等の関係機関の連携強化に努めます。また、子どもが虐待等の被害にあった際、一刻も早く救済され、立ち直ることができるよう、被害を受けた子どもに対して、より迅速かつ適切な対応を行うことができる体制の充実を図ります。

◆ 伊佐市要保護児童対策地域協議会の開催

要保護児童問題等に対応するため、福祉・保健・医療・教育・司法等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法・対策を協議する体制の充実を図ります。

◆ 家庭児童相談員の配置と児童相談の充実

保護者の悩みや不安を解消・軽減するため、保護者からの相談に対応し、事案に応じた適切な助言等を行う家庭児童相談員を配置し、児童相談の充実を図ります。

◆ 教育相談員の充実

いじめ・不登校・家庭環境等により心の問題を抱える子どもの相談に応じるため、スクールソーシャルワーカー及び教育相談員を計4名、配置しています。

現在の体制を維持しつつ、各学校との情報共有の強化を図ります。

◆ スクールカウンセラーの配置

県の事業を活用し、いじめ・不登校等の問題への専門的な知見を持つスクールカウンセラーが小中学校を訪問し、子どもの心のケアに努めています。

今後も現在の事業を継続し、心のケアの充実に努めます。

◆ 緊急一時保護の実施

病気や経済的事情等で一時的に子どもを養育できなくなった保護者のために、子どもを児童養護施設等で保護し、経済面や心身における負担軽減に努めています。

今後も必要に応じた利用を促すとともに、必要最小限の利用延長にも配慮した支援に努めます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における子どもの健全な育成及び生活の安定と自立の促進を図るため、相談体制づくりや助成制度の充実、制度の周知等を推進します。

◆ 相談体制の充実

関係機関の連携の下での相談体制が十分に整っていないため、民生委員・児童委員等による生活相談をはじめとする関係機関の連携の下での相談体制づくりを行い、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。

◆ 経済的支援の充実

安心した日常生活を送ることができるよう、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給を行っています。また、ひとり親家庭の親と子に対し、医療費を助成することにより経済的負担を軽減し、心身の健康の向上を図っています。

今後も安心した日常生活と自立が促進されるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行うとともに、広報誌や市内の医療機関を通じた制度の周知を図ります。

◆ ひとり親家庭の就業促進

これまで、ひとり親家庭の就業を促進するため、就労相談やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・自立支援給付金事業等を実施し、各方面からの支援を行えるような体制づくりに努めてきました。

相談体制が十分に整っていない、申請件数が少ないなどの状況もあるため、今後は、体制づくりや制度周知の強化を図ります。

◆ 母子生活支援施設への入所措置の実施

自立が困難等の保護の必要が認められるひとり親家庭またはひとり親家庭に準じる家庭に対して、入所措置を行っています。

今後も入所希望者や施設との連携を密に取りながら、必要に応じたスムーズな入所措置が行われるよう努めます。

③ 障害児施策の充実等

これまで、子どもとその保護者に接するあらゆる機会を通じて、子育て家庭の状況を把握するとともに、必要に応じた支援の提供により、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援に努めてきました。また、障がいがある子どもあるいは発達が気になる子どもとその保護者に対しては、早期からの相談・療育・支援・在宅福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、専門家によるファミリーサポート体制（保健・医療・福祉・教育等の関係機関の有機的な連携）や相談機能の強化を図ってきました。

今後もこれまでの取組を継続して実施することで、すべての子どもの育ちを支え、すべての保護者が安心して子育てができる地域づくりを推進します。

◆ 乳幼児健診・相談の実施

乳幼児の発育・発達状況の把握、異常の早期発見を図るために、乳幼児健診を行うとともに、育児に関する相談への対応、必要に応じた支援を行っています。

受診率は9割を超えており、未受診者も存在しているため、保健師や母子保健推進員、保育園、幼稚園等による受診勧奨を行っています。

今後もこれまでの取組を継続して実施します。

◆ 早期発見・早期療育の充実

子ども発達支援センターを核に、療育が必要な乳幼児に対して早期に支援が実施できるよう、子育て支援センターや保育所、保健師、臨床心理士等の関係機関及び専門職の有機的な連携強化に努めています。

今後もこれまでの取組を継続して実施し、支援が必要な家庭に対して、迅速で実行力のある支援ができるよう努めます。

◆ 在宅福祉サービスの推進

在宅福祉サービスのひとつとして、在宅の重度心身障がい児の家族に代わって、訪問看護師が看護を行う「在宅重度心身障害児の家族支援事業」を実施しています。

今後も、障がいを持っていても住み慣れた地域で生活できるよう、また保護者もできる限り通常の生活ができるよう、在宅福祉サービスの推進に努めます。

◆ 子育て支援センター事業の充実

妊娠期から乳幼児期までの子どもとその保護者が気軽に利用でき、早期からの支援を行うことができる子育て支援センターを開設しています。子どもの遊び場や保護者の交流の場等として活用され、子育ての孤立化の防止にもつながっています。

今後も、保護者からのニーズ等も踏まえながら、実施します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和を実現するためには男女が協働で育児を担っていく必要があります。

本市においては、伊佐市男女共同参画基本計画を策定し、広報いさを活用した情報発信や男女共同参画に関する研修の実施等の意識啓発に努めていますが、父親の育児休業取得率が大変低い状況にあるなど、男性の子育てへの参加意識は市全体を通して低い状況にあります。

今後は、令和3年4月を始期とする「第2次伊佐市男女共同参画基本計画」の策定と並行し、これまでの固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を図り、男女がともに子育てに取り組める環境の構築を推進します。

◆ 男女平等意識の啓発

伊佐市男女共同参画基本計画に基づき、男女平等意識の啓発を推進します。

◆ 男性の家事参加促進のための啓発

男女協働の家庭づくりを進めるため、固定的性別役割分担意識を解消し、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するよう、啓発に努めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育てを両立するためには、社会全体の理解とともに、保育施設等の基盤整備が必要です。

現時点において、保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ等の受け皿が十分整備されていると考えられることから、今後は保育施設等の基盤の維持に努めます。

◆ 保育等サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

就学前教育を対象とした保育等サービスについては、市内 13 施設において提供しており、休日保育や延長保育等を実施することで、多様な子育てニーズに対応しています。

小学校児童を対象とした放課後児童健全育成事業については、市内 13 小学校区に1か所ずつ開設されています。

今後、保育等サービスについては、多様な環境に対応できるよう、認定こども園への移行等を推進します。放課後児童健全育成事業については、継続的に安定した経営ができるよう必要な支援を行います。

第5章 推進体制

1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が必要であることから、その内容について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページ等の様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工等、多岐の分野にわたっています。

このため、施設関係者、民生委員・児童委員、関係機関等と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進捗管理

本計画（Plan）に基づく施策を着実に展開（Do）するためには、計画の進捗状況を継続的に検証・評価（Check）し、その結果を踏まえて計画の改善（Act）を図っていく、いわゆるPDCAサイクルによる適切な進捗管理が重要です。

このため、「伊佐市子ども・子育て会議」の意見を求めながら、定期的に計画の進捗状況の検証・評価を行うこととし、適時、施策の見直しを行っていきます。

資料編

1 伊佐市子ども・子育て会議条例

○伊佐市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 27 号

改正 平成 25 年 12 月 19 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊佐市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 学識経験者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(平25条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊佐市報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年伊佐市条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成25年12月19日条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 伊佐市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	宇都 一誠	保育園保護者		
2	嶽本 圭	幼稚園保護者		
3	前畠 政博	市PTA連絡協議会	会長	
4	田原 龍子	母子保健推進員		
5	茅原 真理子	市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	
6	郷原 光徳	市校長会（山野小学校）	校長	副会長
7	上山 明美	保育連合会（羽月保育園）	園長	
8	宮崎 典子	大口幼稚園	園長	
9	河野 義勝	シルバーパートナーズ 放課後児童クラブ	指導員	
10	宮脇 美鈴	地域子育て支援センタールピナス		
11	瓜生島 浩子	菱刈子育て支援センターまむさるーん		
12	時任 良倫	伊佐市	副市長	会長
13	吉加江 光洋	市企画政策課	課長	
14	松元 治幸	市学校教育課	課長	
15	橋本 欣也	市社会教育課	課長	
16	市野 絵理	市こども課	保健師	

※敬称略

第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画

令和2年●月

企画・編集 伊佐市 こども課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

TEL (0995) 23-1311 (代表)

FAX (0995) 22-5344
